

(案)

資料3-2

平成27年度
個人情報保護に関する法律
施行状況の概要

平成28年10月
個人情報保護委員会

平成 27 年度における個人情報の保護に関する法律の施行状況の概要について

改正前の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 53 条に基づき、消費者庁は、毎年度、個人情報保護法の施行状況を取りまとめてきました。（平成 17～26 年度）

平成 28 年 1 月の改正個人情報保護法の一部施行により、法第 69 条第 1 項に基づき個人情報保護委員会が関係する行政機関の長に対し法の施行の状況について報告を求めることができることとされています。また、同条第 2 項の規定に基づき、個人情報保護委員会は、毎年、同条第 1 項の報告を取りまとめ、その概要を公表することとされています。

今回、平成 27 年度における施行状況の報告について取りまとめましたので、その概要を公表します。

（注）地方公共団体における個人情報の保護に関する施行状況については、総務省が公表している「地方自治情報管理概要～電子自治体の推進状況～」を御参照ください。

http://www.soumu.go.jp/denshijiti/060213_02.html

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| ■ 第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況 | 1 |
| ■ 第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況 | 7 |
| ■ 第3章 法施行後11年間（平成17年度～平成27年度）の施行状況の傾向 | 19 |
| 資料編 | 23 |
| 参照条文等 | 50 |

個人情報保護に関する法律の施行状況について

第1章 国の個人情報保護に関する施行状況

1. 事業等分野ごとのガイドラインの見直しの状況（法第8条）

平成28年3月31日現在、事業等を所管する各府省により、27分野について38本のガイドラインが策定されている。このうち、平成27年度中に1本が廃止され、策定・見直しが行われたものが19本あった。

表1 平成27年度中に策定・見直しを行ったガイドライン

| | 対象事業等分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・廃止・見直し年月日 |
|-----|-----------|----------------|---|--------------|
| 策定 | 医療（研究） | 厚生労働省 | 遺伝子治療等臨床研究に関する指針（告示） | 平成27年8月12日 |
| 廃止 | 医療（研究） | 文部科学省 厚生労働省 | 遺伝子治療臨床研究に関する指針（告示） | 平成27年10月1日 |
| 見直し | 医療（一般） | 厚生労働省 | 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（局長通達） | 平成28年2月29日 |
| | 医療（一般） | 厚生労働省 | 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（局長通達） | 平成28年3月31日 |
| | 医療（一般） | 厚生労働省 | 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（局長通達） | 平成28年2月29日 |
| | 医療（一般） | 厚生労働省 | 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（局長通達） | 平成28年2月29日 |
| | 金融・信用（金融） | 金融庁 | 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成27年7月2日 |
| | 金融・信用（金融） | 金融庁 | 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（告示） | 平成27年7月2日 |

| | 対象事業等分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・廃止・見直し年月日 |
|-----|------------|-----------------------------------|--|--------------------------|
| 見直し | 情報通信（電気通信） | 総務省 | 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成27年6月24日 |
| | 情報通信（放送） | 総務省 | 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（告示） | 平成27年9月8日 平成27年12月25日 |
| | 情報通信（郵便） | 総務省 | 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成27年7月21日 |
| | 雇用管理（一般） | 厚生労働省 | 雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成27年11月25日 |
| | 雇用管理（一般） | 厚生労働省 | 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について（局長通達） | 平成27年11月30日 |
| | 福祉 | 厚生労働省 | 福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成28年2月15日 |
| | 労働組合 | 厚生労働省 | 労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン（告示） | 平成27年11月25日 |
| | 法務 | 法務省 | 債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成27年7月1日 |
| | 外務 | 外務省 | 外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成27年5月29日 |
| | 文部科学 | 文部科学省 | 文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成27年8月31日 |
| | 農林水産 | 農林水産省 | 農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成27年7月1日 |
| 環境 | 環境省 | 環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン（告示） | 平成27年4月1日 | |

2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況(法第32条～第34条)

平成27年度は、各事業等分野を所管する主務大臣において、法の規定に基づく助言を1件を実施すること等により、事業者等に対する指導・監督を行った（平成26年度は、勧告を1件、報告の徴収を3件）。

表2 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の状況

| 主務大臣 | 行使した権限 | 根拠規定(注) |
|--------|--------|---------------------------------|
| 厚生労働大臣 | 助言 1件 | 第20条(安全管理措置) 第21条(従業員の監督) 1件 |
| 合計 | 助言 計1件 | 第20条(安全管理措置) 第21条(委託先の監督) 1件 |

3. 認定個人情報保護団体の認定の状況(法第37条)

平成28年3月31日現在、法第37条の規定に基づき、主務大臣が認定した団体は、計42団体であり、平成26年度末時点と比べて増減はなかった。

表3 各府省の認定個人情報保護団体の認定状況

| 所管府省 | 認定団体数 |
|---------|-------|
| 国家公安委員会 | 2団体 |
| 金融庁 | 10団体 |
| 総務省 | 3団体 |
| 厚生労働省 | 10団体 |
| 経済産業省 | 19団体 |
| 国土交通省 | 3団体 |
| 合計(注) | 42団体 |

(注) 共管による重複分を除いた数値。

4. 法の正しい理解を促進するための取組状況

法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなど、いわゆる「過剰反応」に対し、法の正しい理解を促進するために、平成 27 年度に各府省庁が行った取組例は以下のとおりである。

○ 消費者庁

- ・ 個人情報保護法に関する説明会を、平成 27 年 9 月から平成 27 年 12 月にかけて、全国 10 会場で開催し、約 2,000 人の参加があった。（開催都道府県及び独立行政法人国民生活センターと共催）。

一部会場では、地方公共団体等が、いわゆる「地域見守り協定」を締結するなどして、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例について報告も行った。

○ 経済産業省

- ・ 改正個人情報保護法およびマイナンバー法の説明会を平成 27 年 8 月から平成 28 年 2 月にかけて全国 100 会場で開催し、約 4,000 人の個人情報取扱事業者等の参加があった。

○ 個人情報保護委員会

- ・ 改正個人情報保護法の内容を踏まえ、安心して豊かな社会の実現に資する個人情報の保護と利活用について考えるため、平成 28 年 2 月に「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」を開催し、約 600 人の個人情報取扱事業者等の参加があった。

また、この他に改正個人情報保護法に関する説明会を平成 28 年 1 月から平成 28 年 3 月末にかけて全国で 27 回開催し、約 3,000 人の個人情報取扱事業者等の参加があった。

5. 大規模個人情報流出事案を受けた対応

平成 27 年 5 月に発覚した厚生労働省所管法人からの大規模個人情報流出事案を受け、各府省より所管の法人、業界団体等に対して、個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底に係る要請文書を合計 412 件発出した。

表 4 要請文書の発出状況

| 所管府省 | 発出件数 |
|---------|------|
| 国家公安委員会 | 28 |
| 金融庁 | 63 |
| 消費者庁 | 21 |
| 総務省 | 1 |
| 法務省 | 106 |
| 財務省 | 93 |
| 文部科学省 | 11 |
| 厚生労働省 | 47 |
| 農林水産省 | 21 |
| 経済産業省 | 0 |
| 国土交通省 | 14 |
| 環境省 | 7 |
| 合計 | 412 |

6. 個人情報保護質問ダイヤルの受付件数

平成 28 年 1 月より個人情報保護委員会の質問ダイヤルにおいて、1,525 件の個人情報保護法に関する問い合わせを受け付けた。

表 5 質問ダイヤルの受付件数

| 期 間 | 合 計 | 質問主体別 | | 質問内容上位 6 項目（1 質問で複数の項目に該当する場合を含む） | | | | | |
|---------------------------------------|-------|-------------|--------|-----------------------------------|-----|----------|---------|----------------|-------------|
| | | 事 業 者 | 個 人 | 第三 者提 供 | 定義 | 利用 目的 | 開示 等 | 安全 管理 措置 | 施 行 日 |
| 平成 28 年 1 月 4 日～ 平成 28 年 3 月 3 1 日 | 1,525 | 940 | 585 | 370 | 220 | 184 | 138 | 129 | 92 |

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1. 個人情報に関する苦情処理の状況（法第9条、第13条）

（1）全体的な状況

平成27年度において、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）に寄せられた、個人情報に関する苦情相談は、**合計6,009件**である（平成26年度は合計7,101件）。そのうち、**消費生活センター**が受け付けたものが**約98%**を占めている。

表6 受付機関別の苦情相談数

| 受付機関 | | 平成27年度 | | （参考）平成26年度 | |
|------------|----------|--------|----------|------------|----------|
| | | 件数 | （割合） | 件数 | （割合） |
| 地方公共 団体 | 消費生活センター | 5,899 | （98.2%） | 6,910 | （97.3%） |
| | その他 | 22 | （0.4%） | 74 | （1.0%） |
| 国民生活センター | | 88 | （1.5%） | 117 | （1.6%） |
| 合計 | | 6,009 | （100.0%） | 7,101 | （100.0%） |

- （注）1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET（国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているシステム）端末の設置されている消費生活センターで受け付けた分を集計。
2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局で受け付けた分を集計。
3. 表中の件数は平成27年度末までにあった苦情相談のうち、平成28年5月31日までのPIO-NET登録分。なお、平成26年度分は昨年度集計時点以降（平成27年6月1日以降）にPIO-NETに登録されたものも含む。

(2) 事業等分野の状況

苦情相談の対象となった事業等分野は、医療・福祉・金融・信用及び情報通信が全体の約33%を占めている。また、その他の事業分野に関する苦情相談は、約41%を占めている。

表7 事業等分野別の苦情相談数

| 事業等分野 | 平成27年度 | | (参考) 平成26年度 | |
|-------------|--------|----------|-------------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 医療・福祉 | 137 | (2.3%) | 94 | (1.3%) |
| 金融・信用 | 303 | (5.0%) | 292 | (4.1%) |
| 情報通信 | 1,532 | (25.5%) | 1,561 | (22.0%) |
| 上記3分野の合計 | 1,972 | (32.8%) | 1,947 | (27.4%) |
| その他の事業分野 | 2,477 | (41.2%) | 3,344 | (47.1%) |
| 不明 | 1,597 | (26.6%) | 1,848 | (26.0%) |
| 合計(重複分を除く。) | 6,009 | (100.0%) | 7,101 | (100.0%) |

(3) 苦情相談内容の状況

苦情相談内容は、不適正な取得に関するものが全体の約42%で最も多く、次いで、漏えい・紛失に関するものが約24%、同意のない提供に関するものが約17%、目的外利用に関するものが約10%となっている。

表8 苦情相談内容の内訳

| 苦情相談内容 | 平成27年度 | | (参考) 平成26年度 | |
|-------------|--------|----------|-------------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 不適正な取得 | 2,539 | (42.3%) | 3,089 | (43.5%) |
| 漏えい・紛失 | 1,450 | (24.1%) | 1,950 | (27.5%) |
| 同意のない提供 | 1,022 | (17.0%) | 1,172 | (16.5%) |
| 目的外利用 | 619 | (10.3%) | 781 | (11.0%) |
| 開示等 | 163 | (2.7%) | 200 | (2.8%) |
| 苦情等の窓口対応 | 188 | (3.1%) | 244 | (3.4%) |
| 情報内容の誤り | 58 | (1.0%) | 95 | (1.3%) |
| オプトアウト違反 | 20 | (0.3%) | 58 | (0.8%) |
| 委託先等の監督 | 24 | (0.4%) | 41 | (0.6%) |
| その他 | 1,189 | (19.8%) | 1,169 | (16.5%) |
| 合計(重複分を除く。) | 6,009 | (100.0%) | 7,101 | (100.0%) |

(4) 苦情処理結果の状況

苦情処理結果は、助言（自主交渉）を行ったものが全体の約 79%を占めており、続いて、その他の情報提供を行ったものが約 13%となっている。

表9 苦情処理結果の状況

| 苦情処理結果の種類 | 平成 27 年度 | | (参考) 平成 26 年度 | |
|-----------|----------|----------|---------------|----------------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 助言（自主交渉） | 4,751 | (79.1%) | 5,677 | (79.9%) |
| その他情報提供 | 800 | (13.3%) | 969 | (13.6%) |
| あっせん解決 | 147 | (2.4%) | 156 | (2.2%) |
| 他機関紹介 | 133 | (2.2%) | 125 | (1.8%) |
| 処理不要 | 86 | (1.4%) | 110 | (1.5%) |
| 処理不能 | 31 | (0.5%) | 38 | (0.5%) |
| あっせん不調 | 7 | (0.1%) | 8 | (0.1%) |
| 未入力（処理中） | 54 | (0.9%) | 18 | (0.3%) |
| 合計 | 6,009 | (100.0%) | 7,101 | (100.0%) |

(注) 1. 表中の「助言（自主交渉）」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者自主交渉することで解決する可能性があり、かつ、自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法を助言したものを指す。

2. 表中の「その他の情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言（自主交渉）」に該当しないものを指す。

2. 事業者からの個人情報漏えい事案の状況

(1) 全体的な状況

「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。平成 20 年 4 月 25 日、平成 21 年 9 月 1 日、平成 28 年 2 月 19 日一部変更。）において、事業者は、個人情報漏えい事案が発生した場合は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表することが重要とされている。

これを踏まえ、平成 27 年度において、事業者が公表した個人情報の漏えい事案^(注)は、**合計 292 件**である。

| | | |
|------|------------------|----------------|
| 【参考】 | 平成 17 年度：1,556 件 | 平成 18 年度：893 件 |
| | 平成 19 年度：848 件 | 平成 20 年度：538 件 |
| | 平成 21 年度：490 件 | 平成 22 年度：413 件 |
| | 平成 23 年度：420 件 | 平成 24 年度：319 件 |
| | 平成 25 年度：366 件 | 平成 26 年度：338 件 |

(注)「漏えい」のほか、「滅失」及び「き損」の事案を含む。また、各主務大臣において把握し、個人情報保護委員会に報告された事案に限る。

(2) 漏えいの規模と情報の種類

① 上記事案において個人情報漏えいしたとされる人数(以下「漏えいした人数」という。)別にみると、**500 人以下**の事案が全体の**約 64%**を占めているなど、比較的小規模な事案が多い。

表 10 漏えいした人数

| 漏えいした人数 | 平成 27 年度 | | (参考) 平成 26 年度 | |
|-----------------|----------|----------|---------------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 500 人以下 | 187 | (64.0%) | 231 | (68.3%) |
| 501～ 5,000 人 | 51 | (17.5%) | 61 | (18.0%) |
| 5,001～ 50,000 人 | 39 | (13.4%) | 32 | (9.5%) |
| 50,001 人以上 | 14 | (4.8%) | 11 | (3.3%) |
| 不明 | 1 | (0.3%) | 3 | (0.9%) |
| 合計 | 292 | (100.0%) | 338 | (100.0%) |

(注) () 内は、漏えい事案全体(平成 27 年度：292 件、平成 26 年度：338 件)に対する割合。

② 漏えいした個人情報の種類について、顧客情報、従業員情報及びその他の情報に分類すると、ほとんどの事案について、顧客情報が含まれていることが分かる。

漏えいした個人情報の内容について、氏名、生年月日、性別及び住所（以下これらを「基本情報」という。）とそれ以外の情報（以下「付加的情報」という。）に分けてみると、基本情報のみが漏えいした件数は、全体の約 26%であり、多くの事案において、電話番号、口座番号、メールアドレス、クレジットカード番号等の付加的情報も含めて漏えいしている。

表 11 漏えいした情報の種類

| 漏えいした情報の種類 | 平成 27 年度 | | | | (参考) 平成 26 年度 | | | |
|-----------------|----------|----------|---------------|---------|---------------|----------|---------------|---------|
| | 件数 (割合) | | うち基本情報のみ (割合) | | 件数 (割合) | | うち基本情報のみ (割合) | |
| 顧客情報 | 276 | (94.5%) | 75 | (25.7%) | 326 | (96.4%) | 63 | (18.6%) |
| 従業員情報 | 23 | (7.9%) | 0 | (0.0%) | 12 | (3.6%) | 1 | (0.3%) |
| その他の情報 | 11 | (3.8%) | 0 | (0.0%) | 11 | (3.3%) | 3 | (0.9%) |
| 合計 (重複分を除く。) | 292 | (100.0%) | 75 | (25.7%) | 338 | (100.0%) | 67 | (19.8%) |

(注) 1. () 内は、漏えい事案全体（平成 27 年度：292 件、平成 26 年度：338 件）に対する割合。
2. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数。

(3) 漏えいした情報の形態と暗号化等の情報保護措置

- ① 漏えいした情報の形態についてみると、電子媒体のみが約46%、紙媒体のみが約48%である。
- ② 漏えいした情報に対する暗号化等の情報保護措置の有無についてみると、特段措置を講じていなかった件数が、全体の約64%を占めている。これに対し、漏えいした情報の一部について講じていたものも含め、何らかの措置を講じていた件数は、全体の約22%にとどまる。

表 12 - 1 漏えいした情報の形態と暗号化等の情報保護措置

| 漏えいした情報の形態 暗号化等の情報保護措置 | 電子媒体のみ | | 紙媒体のみ | | 電子媒体と紙媒体 | | 不明 | | 合計 |
|---------------------------|--------|---------|-------|---------|----------|--------|----|--------|-----|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | |
| 全部措置有 | 44 | (15.1%) | 2 | (0.7%) | 0 | (0.0%) | 12 | (4.1%) | |
| 一部措置有 | 10 | (3.4%) | 6 | (2.1%) | 1 | (0.3%) | | | |
| 措置無 | 70 | (24.0%) | 117 | (40.1%) | 1 | (0.3%) | | | |
| 措置不明 | 9 | (3.1%) | 14 | (4.8%) | 6 | (2.1%) | | | |
| 合計 | 133 | (45.6%) | 139 | (47.6%) | 8 | (2.7%) | 12 | (4.1%) | 292 |

- (注) 1. () 内は、漏えい事案全体 (292 件) に対する割合。
 2. 暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化、紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。
 3. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類)。

- ③ 漏えいした情報の形態別にみると、電子媒体のみでの漏えいにおいては、情報保護措置が講じられていた件数(漏えいした情報の一部について講じていたものを含む。)は約41%であり、情報保護措置が講じられていなかった件数を下回っている。一方、紙媒体のみでの漏えいについては、約84%の事案において情報保護措置が講じられていなかった。

表 12 - 2 漏えいした情報の形態別の情報保護措置の割合

| 漏えいした情報の形態 暗号化等の情報保護措置 | 電子媒体のみ | | 紙媒体のみ | |
|---------------------------|--------|----------|-------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 全部措置有 | 44 | (33.1%) | 2 | (1.4%) |
| 一部措置有 | 10 | (7.5%) | 6 | (4.3%) |
| 措置無 | 70 | (52.6%) | 117 | (84.2%) |
| 措置不明 | 9 | (6.8%) | 14 | (10.1%) |
| 合計 | 133 | (100.0%) | 139 | (100.0%) |

【参考：平成 26 年度】

表 12 - 3 漏えいした情報の形態と暗号化等の情報保護措置

| 漏えいした情報の形態 暗号化等の情報保護措置 | 電子媒体のみ | | 紙媒体のみ | | 電子媒体と紙媒体 | | 不明 | | 合計 |
|---------------------------|--------|---------|-------|---------|----------|--------|----|--------|-----|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) | |
| 全部措置有 | 106 | (31.4%) | 7 | (2.1%) | 0 | (0.0%) | 4 | (1.2%) | |
| 一部措置有 | 9 | (2.7%) | 1 | (0.3%) | 2 | (0.6%) | | | |
| 措置無 | 70 | (20.7%) | 128 | (37.9%) | 1 | (0.3%) | | | |
| 措置不明 | 6 | (1.8%) | 4 | (1.2%) | 0 | (0.0%) | | | |
| 合計 | 191 | (56.5%) | 140 | (41.4%) | 3 | (0.9%) | 4 | (1.2%) | 338 |

(注) 1. () 内は、漏えい事案全体 (338 件) に対する割合。

2. 「紙媒体のみ」には、口頭による漏えいを含む(「措置不明」に分類。)

表 12 - 4 漏えいした情報の形態別の保護措置の割合

| 漏えいした情報の形態 暗号化等の情報保護措置 | 電子媒体のみ | | 紙媒体のみ | |
|---------------------------|--------|----------|-------|----------|
| | 件数 | (割合) | 件数 | (割合) |
| 全部措置有 | 106 | (55.5%) | 7 | (5.0%) |
| 一部措置有 | 9 | (4.7%) | 1 | (0.7%) |
| 措置無 | 70 | (36.6%) | 128 | (91.4%) |
| 措置不明 | 6 | (3.1%) | 4 | (2.9%) |
| 合計 | 191 | (100.0%) | 140 | (100.0%) |

④ 漏えいした情報の形態と漏えい規模を見ると、紙媒体のみの漏えい事案 139 件のうち、500 人以下の事案が 110 件を占めている。50,001 人以上の事案は 1 件である。

一方電子媒体のみによる漏えいについては 500 人以下の事案では 62 件、501～5,000 人では 33 件、5,001～50,000 人では 25 件、50,001 人以上では 12 件となっており、特に 50,001 人以上の漏えい 14 件のうち電子媒体のみによる漏えいが 12 件 (85.7%) を占めている。

表 12-5 漏えいした情報の形態と漏えい規模

| 漏えいした人数 | 電子媒体のみ | 紙媒体のみ | 電子媒体と紙媒体 | 不明 | 合計 |
|----------------|--------|-------|----------|----|-----|
| 不明 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 50,001 人～ | 12 | 1 | 0 | 1 | 14 |
| 5,001～50,000 人 | 25 | 13 | 0 | 1 | 39 |
| 501～5,000 人 | 33 | 15 | 1 | 2 | 51 |
| ～500 人 | 62 | 110 | 7 | 8 | 187 |
| 合計 | 133 | 139 | 8 | 12 | 292 |

(4) 漏えい元と漏えいした者

- ① 漏えい元については、「事業者」から直接漏えいした事案が全体の約81%、「委託先」から漏えいした事案が全体の約17%となっている。
- ② 「事業者」及び「委託先」の中で、実際に漏えいに関わった者（以下「漏えいした者」という。）についてみると、「従業者」が全体の約72%を占める。
- ③ 漏えいした原因をみると、「従業者」が漏えいに関わった事案については「意図的」なものが4件、「不注意」によるものが198件であり、ほとんどが「不注意」によるものである。

一方、「第三者」が漏えいに関わった事案については、「意図的」なものが53件、「不注意」によるものが1件であり、その多くが「意図的」なものである。

表13 漏えい元・漏えいした者

| 漏えいした者 漏えい元 | 従業者 | | | | 第三者 | | | | その他 | 不明 | 合計 |
|----------------|-------------|----------------|-------------|----------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|-----------------|
| | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | | | |
| 事業者 | 1 (0.3%) | 165 (56.5%) | 9 (3.1%) | 175 (59.9%) | 45 (15.4%) | 0 (0.0%) | 2 (0.7%) | 47 (16.1%) | 7 (2.4%) | 8 (2.7%) | 237 (81.2%) |
| 委託先 | 3 (1.0%) | 33 (11.3%) | 0 (0.0%) | 36 (12.3%) | 8 (2.7%) | 1 (0.3%) | 1 (0.3%) | 10 (3.4%) | 0 (0.0%) | 3 (1.0%) | 49 (16.8%) |
| 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 6 (2.1%) | 6 (2.1%) |
| 合計 | 4 (1.4%) | 198 (67.8%) | 9 (3.1%) | 211 (72.3%) | 53 (18.1%) | 1 (0.3%) | 3 (1.0%) | 57 (19.5%) | 7 (2.4%) | 17 (5.8%) | 292 (100.0%) |

(注) () 内は、漏えい事案全体 (292 件) に対する割合。

【参考：平成26年度】

| 漏えいした者 漏えい元 | 従業者 | | | | 第三者 | | | | その他 | 不明 | 合計 |
|----------------|-------------|----------------|--------------|----------------|---------------|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|-----------------|
| | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | 意図的 | 不注意 | 不明 | 計 | | | |
| 事業者 | 2 (0.6%) | 148 (43.8%) | 11 (3.3%) | 161 (47.6%) | 36 (10.7%) | 2 (0.6%) | 1 (0.3%) | 39 (11.5%) | 7 (2.1%) | 2 (0.6%) | 209 (61.8%) |
| 委託先 | 4 (1.2%) | 63 (18.6%) | 0 (0.0%) | 67 (19.8%) | 49 (14.5%) | 1 (0.3%) | 1 (0.3%) | 51 (15.1%) | 1 (0.3%) | 2 (0.6%) | 121 (35.8%) |
| 不明 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 10 (3.0%) | 10 (3.0%) |
| 合計 | 6 (1.8%) | 211 (62.4%) | 11 (3.3%) | 228 (67.5%) | 85 (25.1%) | 3 (0.9%) | 2 (0.6%) | 90 (26.6%) | 8 (2.4%) | 14 (4.1%) | 338 (100.0%) |

(注) () 内は、漏えい事案全体 (338 件) に対する割合。

(5) 漏えいした者と漏えいした情報の形態

「従業員」が漏えいに関わった事案 211 件のうち、「不注意」のものが 198 件であり、このうち紙媒体を漏えいした事案は 114 件、電子媒体を漏えいした事案は 72 件である。一方、「第三者」が漏えいに関わった事案 57 件のうち「意図的」なものが 53 件であり、このうち 45 件が電子媒体であり、紙媒体を意図的に漏えいさせた事例は 4 件と少ない。

表 14 漏えいした者・漏えいした情報の形態

| | | 漏えいした者 | | | | | | | | 合計 |
|------------|----------|--------|-----|----|-----|-----|----|-----|----|-----|
| | | 従業員 | | | 第三者 | | | その他 | 不明 | |
| | | 意図的 | 不注意 | 不明 | 意図的 | 不注意 | 不明 | | | |
| 漏えいした情報の形態 | 紙媒体のみ | 1 | 114 | 8 | 4 | 1 | 1 | 1 | 9 | 139 |
| | 電子媒体のみ | 3 | 72 | 1 | 45 | 0 | 2 | 6 | 4 | 133 |
| | 電子媒体と紙媒体 | 0 | 6 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | 不明 | 0 | 6 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | 12 |
| | | 4 | 198 | 9 | 53 | 1 | 3 | 7 | 17 | 292 |

(6) 漏えい後の改善措置状況

- ① 漏えい後の改善措置についてみると、**全て**の事案において、事業者によって何らかの改善措置が講じられるとともに、全体の約 97%において**安全管理対策**が講じられている。
- ② 安全管理対策の内訳をみると、全体の**約 91%**の事業者が教育・研修の実施などの**組織的対策**を講じている。

表 15 - 1 漏えい後の改善措置状況

| | 合計 | 事業者による改善措置 | | | | | 改善措置 実施せず | 不明 |
|---------------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|-------------|
| | | 安全管理対策 | | その他の 対応 | | | | |
| | | 組織的 | 技術的 | | | | | |
| 平成 27 年度 | 292 (100.0%) | 291 (99.7%) | 283 (96.9%) | 265 (90.8%) | 170 (58.2%) | 274 (93.8%) | 0 (0.0%) | 1 (0.3%) |
| (参考) 平成 26 年度 | 338 (100.0%) | 338 (100.0%) | 325 (96.2%) | 266 (78.7%) | 167 (49.4%) | 327 (96.7%) | 0 (0.0%) | 0 (0.0%) |

(注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規程の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。

「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏えい防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。

「その他の対応」の具体的内容は、表 15 - 2 参照。

2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答。

3. () 内は、漏えい事案全体 (平成 27 年度 : 292 件、平成 26 年度 : 338 件) に対する割合。

- ③ 安全管理対策以外の改善措置の内訳をみると、全体の**約 87%**の事業者が**本人への謝罪・連絡**を行っており、次いで、**約 25%**の事業者が**警察への届出**、**約 19%**の事業者が**専用窓口の設置**を行っている。

表 15 - 2 安全管理対策以外の改善措置の内訳

| | 合計 (重複を除く。) | 本人への謝 罪・連絡 | 警察への 届出 | 専用窓口の 設置 | 商品券等 の配布 | その他 |
|------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|
| 平成 27 年度 | 274 (93.8%) | 253 (86.6%) | 74 (25.3%) | 56 (19.2%) | 17 (5.8%) | 20 (6.8%) |
| (参考) 平成 26 年度 | 327 (96.7%) | 311 (92.0%) | 127 (37.6%) | 114 (33.7%) | 22 (6.5%) | 33 (9.8%) |

(注) () 内は、漏えい事案全体 (平成 27 年度 : 292 件、平成 26 年度 : 338 件) に対する割合。

(6) 認定個人情報保護団体への報告

事業者が認定個人情報保護団体に所属していた事案は **79 件** であり、全体 (292 件) の**約 27%**である (平成 26 年度は 338 件中 132 件、約 39%)。また、このうち、所属する認定個人情報保護団体へ報告された事案は **46 件 (約 58%)** (平成 26 年度は 98 件、約 74%) の事案において認定個人情報保護団体へ報告がなされている。

3. 認定個人情報保護団体の取組状況（法第42条、第43条）

認定個人情報保護団体が、法第42条及び第43条の規定に基づいて行った取組（苦情の処理、対象事業者に対する説明要求・資料要求並びに自ら作成・公表した個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告及びその他の措置）の状況は、以下のとおりである。

表 16 認定個人情報保護団体の取組状況

| 所管府省 | 苦情 処理 | 説明 要求 | 資料 要求 | 指導 | 勧告 | その他 の措置 |
|---------|----------|----------|----------|-----|----|------------|
| 国家公安委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 192 | 79 | 0 | 105 | 0 | 0 |
| 総務省 | 183 | 23 | 40 | 41 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 12 | 7 | 1 | 14 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 55 | 14 | 0 | 21 | 2 | 3 |
| 国土交通省 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 442 | 123 | 41 | 181 | 2 | 3 |

【参考：平成26年度】

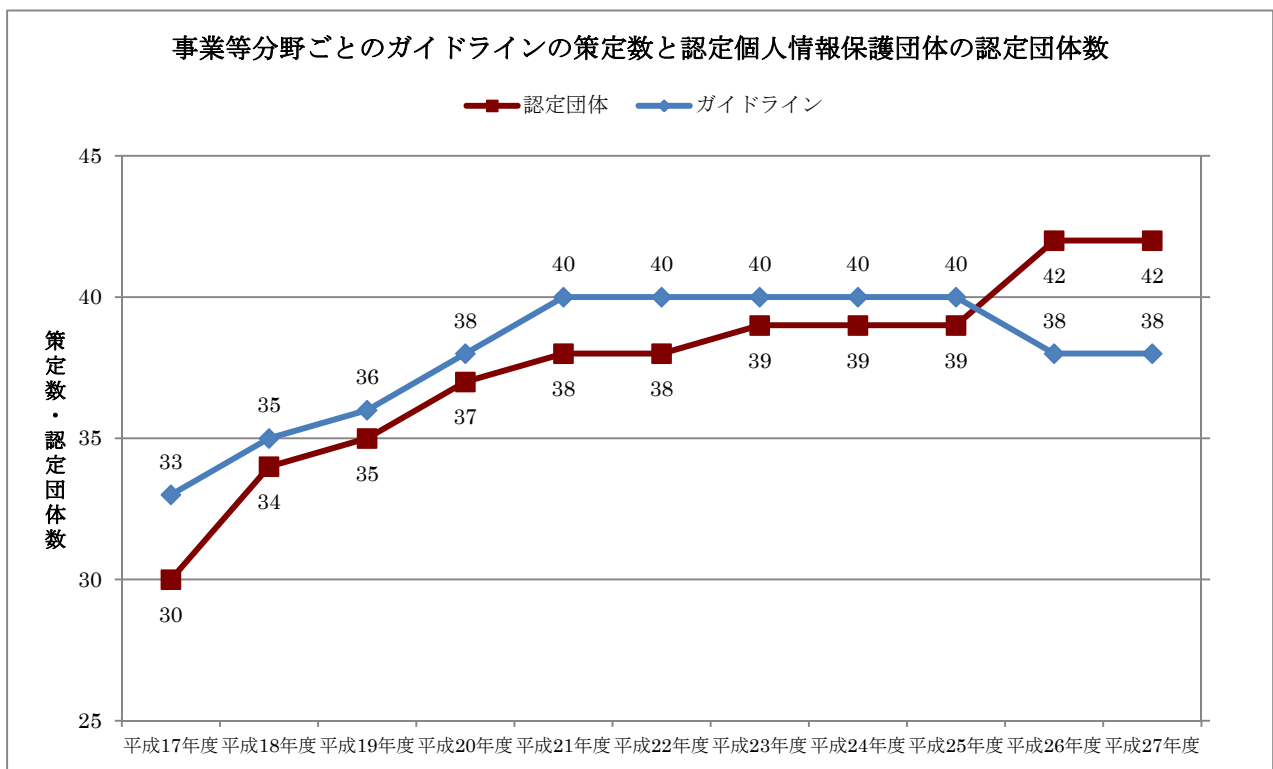
| 所管府省 | 苦情 処理 | 説明 要求 | 資料 要求 | 指導 | 勧告 | その他 の措置 |
|----------------------|----------|----------|----------|-----|----|------------|
| 国家公安委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 金融庁 | 191 | 54 | 0 | 82 | 0 | 204 |
| 総務省 | 219 | 31 | 36 | 36 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 6 | 7 | 0 | 18 | 0 | 46 |
| 経済産業省 | 262 | 45 | 36 | 53 | 0 | 46 |
| 国土交通省 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計（共管団体の重複分 を除く。） | 476 | 108 | 36 | 153 | 0 | 285 |

第3章 法施行後11年間（平成17年度～平成27年度）の施行状況の傾向

1. 事業等分野ごとのガイドラインの策定・認定個人情報保護団体の認定団体数の傾向

各省庁が所管する事業等分野ごとのガイドラインの策定数は、平成17年度末時点から平成21年度末時点まで一貫して増加した。その後増減することなく推移してきたが、複数のガイドラインの統合等により、平成26年度末から減少している。（平成17年度末時点：21分野について33本、平成27年度末時点：27分野について38本）。

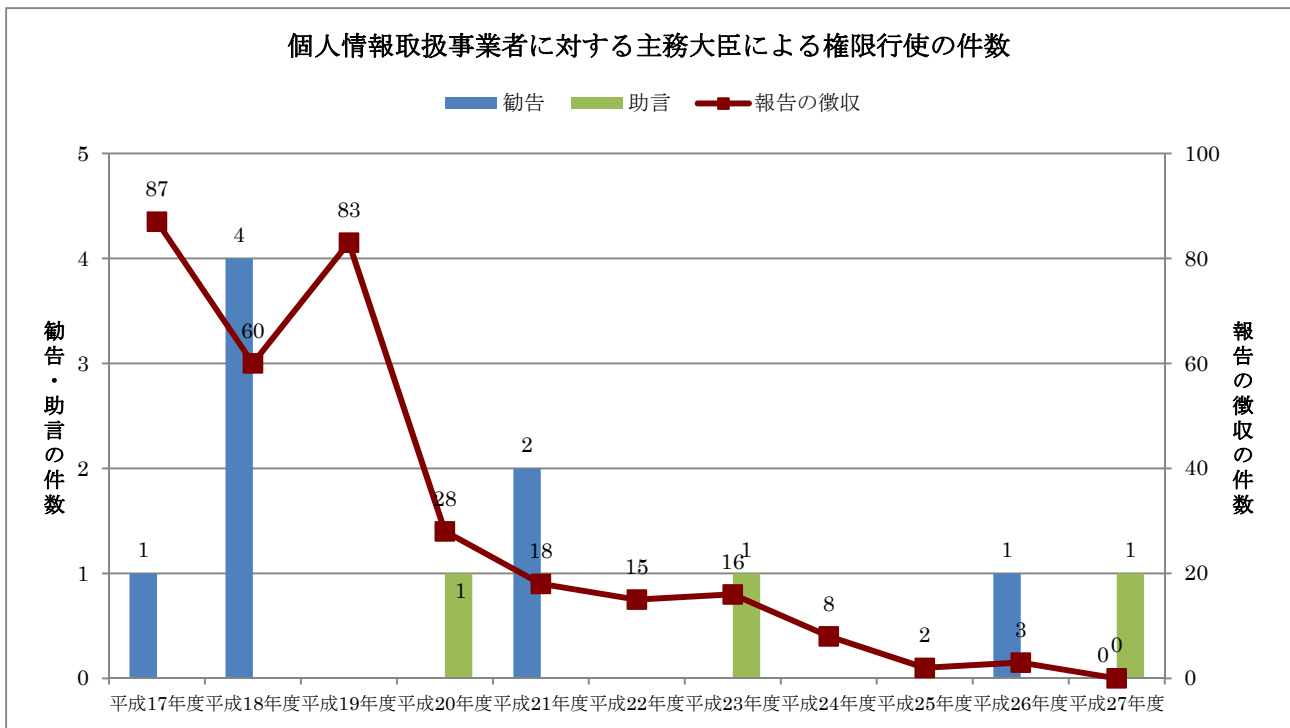
また、認定個人情報保護団体の認定団体数について、平成17年度末時点と平成27年度末時点と比較すると、12団体増加した（平成17年度末時点：30団体、平成27年度末時点：42団体）。



（注）「策定数」及び「認定団体数」は、いずれも各年度末時点における数。

2. 個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使の傾向

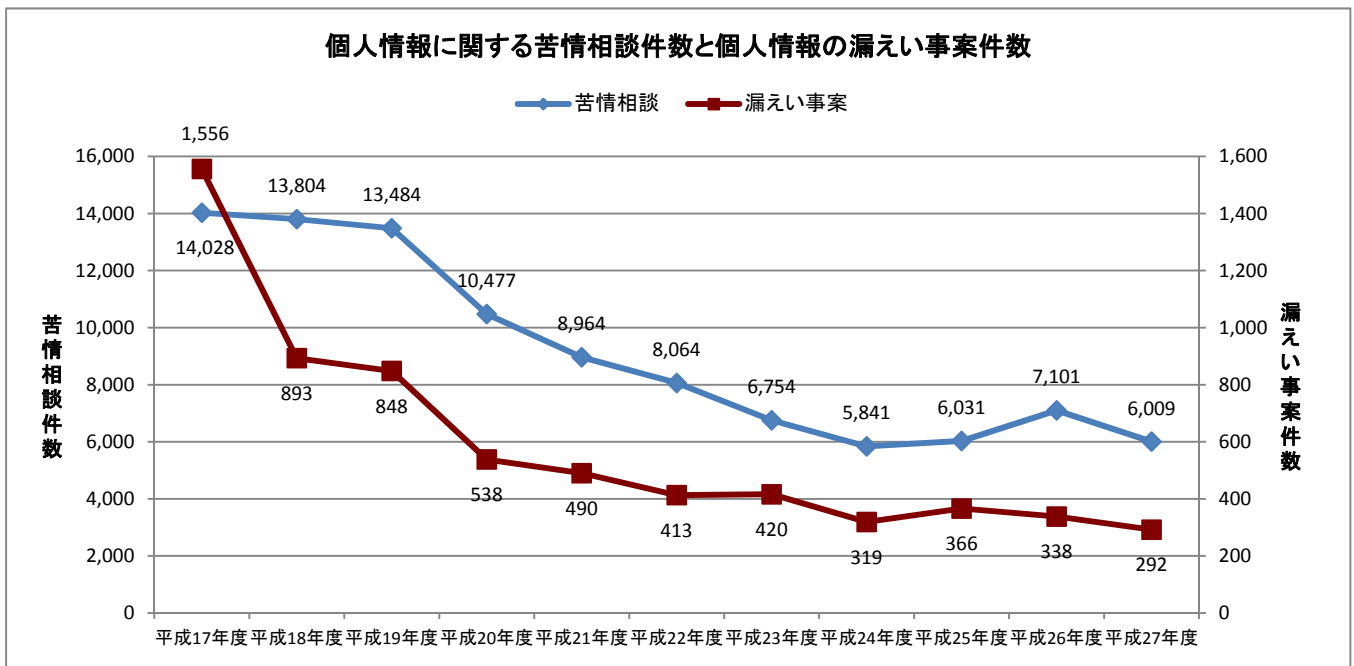
個人情報取扱事業者に対する主務大臣による権限行使について、平成17年度から平成27年度までの11年間で、8件の勧告、320件の報告の徴収及び3件の助言が行われた。報告の徴収を行った件数について各年度を比較すると、全体として法施行以降、減少している。



3. 個人情報に関する苦情相談件数・個人情報の漏えい事案件数の傾向

地方公共団体及び国民生活センターに寄せられた、個人情報に関する苦情相談件数について、平成17年度は14,028件であり、平成24年度までは減少傾向にあった。近年は若干の増加傾向にあったが、平成27年度は6,009件と減少している。

事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数について、平成17年度は1,556件であったが、平成27年度は292件であり、全体としては減少傾向にある。



(注) 表中の平成18年度以降の「個人情報に関する苦情相談件数」は、平成28年5月31日までのPIO-NET登録分。なお、平成18年度から平成26年度分については過去の「個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」の公表値から改訂している。

4. 漏えいした人数別の事案件数の傾向

平成 17 年度以降公表している「個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」において、毎年漏えいした人数別に事案を集計している。これらから漏えい人数別の件数の傾向を分析した。

500 人以下の規模においては、平成 17 年度において最多の 1,114 件の事案があったが、ほぼ毎年減少しつづけて、平成 27 年度においては、187 件と最少となっている。平成 17 年度に対して 1/6 程度に減少している。

501～5,000 人規模においては、平成 17 年に最多件数（220 件）であったが、平成 20 年度以降においては、51 件から 77 件の間で増減しており、平成 17 年度に対しておおよそ 1/4 程度に減少している。

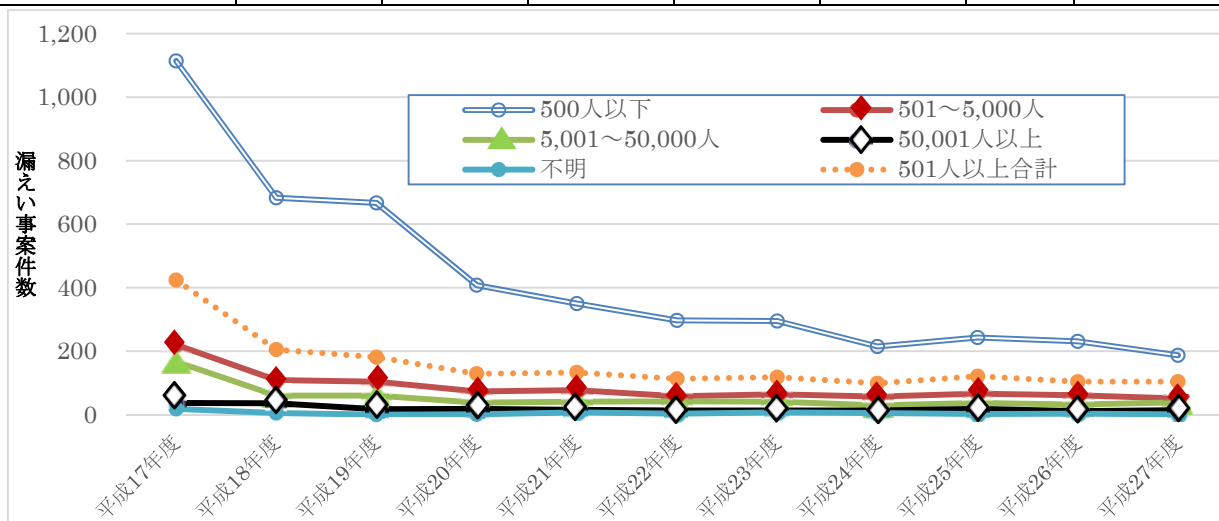
5,001～50,000 人規模においては、平成 17 年度に最多件数（167 件）であったが、平成 20 年度以降においては、29 件から 42 件の間で増減している。平成 17 年度に対しておおよそ 1/4 程度に減少している。

50,001 人以上の規模においては、平成 19 年度以降においては、11 件から 18 件の間で増減しており、平成 17 年度に対しては 1/3 程度に減少している。

501 人以上の規模を合計したところ、平成 20 年以降においては、増減はあるものの漏えい件数は、ほぼ同数で推移している。

表 17 年度毎の規模による漏えい件数の傾向

| | 500 人以下 | 501 人以上 | | | 501 人以上合計 | 不明 | 計 |
|----------|---------|-------------|----------------|------------|-----------|----|-------|
| | | 501～5,000 人 | 5,001～50,000 人 | 50,001 人以上 | | | |
| 平成 17 年度 | 1,114 | 220 | 167 | 37 | 424 | 18 | 1,556 |
| 平成 18 年度 | 683 | 109 | 60 | 36 | 205 | 5 | 893 |
| 平成 19 年度 | 667 | 104 | 60 | 17 | 181 | 0 | 848 |
| 平成 20 年度 | 408 | 73 | 38 | 18 | 129 | 1 | 538 |
| 平成 21 年度 | 350 | 77 | 41 | 15 | 133 | 7 | 490 |
| 平成 22 年度 | 297 | 58 | 42 | 13 | 113 | 3 | 413 |
| 平成 23 年度 | 295 | 64 | 41 | 13 | 118 | 7 | 420 |
| 平成 24 年度 | 215 | 57 | 29 | 13 | 99 | 5 | 319 |
| 平成 25 年度 | 243 | 66 | 37 | 18 | 121 | 2 | 366 |
| 平成 26 年度 | 231 | 61 | 32 | 11 | 104 | 3 | 338 |
| 平成 27 年度 | 187 | 51 | 39 | 14 | 104 | 1 | 292 |



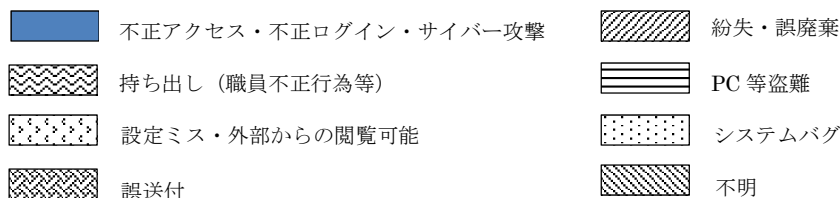
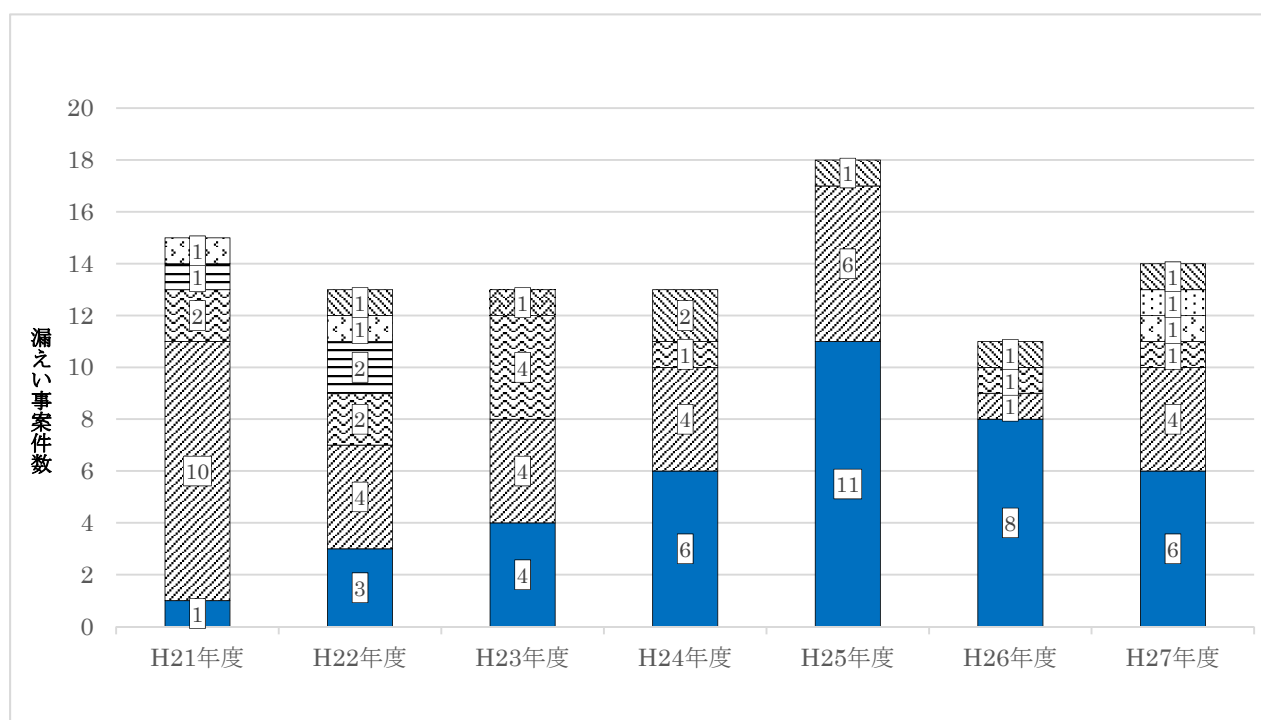
5. 50,001人以上の規模の漏えい原因の傾向

平成21年度以降公表している個人情報の保護に関する法律施行状況の概要において、主な個人情報漏えい事案として50,001人以上の漏えい事案を掲載している。これらから漏えいの原因を分析した。結果は以下のとおり。

- ・平成21年度以降において、漏えい事案数が減少する傾向はない。（前頁4.のとおり）
- ・漏えいの原因は不正アクセス等(39件)、紛失・誤廃棄(33件)、職員等による持ち出し等(11件)の順に多い。
- ・平成24年度以降は不正アクセス・不正ログイン・サイバー攻撃が最も多い原因となっている。

表 18 50,001人以上の規模の漏えい原因の傾向

| 漏えいの原因 | H21年度 | H22年度 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | 合計 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 不正アクセス・不正ログイン・サイバー攻撃 | 1 | 3 | 4 | 6 | 11 | 8 | 6 | 39 |
| 紛失・誤廃棄 | 10 | 4 | 4 | 4 | 6 | 1 | 4 | 33 |
| 持ち出し(職員不正行為、委託先従業員の第三者提供) | 2 | 2 | 4 | 1 | | 1 | 1 | 11 |
| PC等盗難 | 1 | 2 | | | | | | 3 |
| 設定ミス・外部から閲覧可能 | 1 | 1 | | | | | 1 | 3 |
| システムバグ | | | | | | | 1 | 1 |
| 誤送付 | | | 1 | | | | | 1 |
| 不明 | | 1 | | 2 | 1 | 1 | 1 | 6 |
| | 15 | 13 | 13 | 13 | 18 | 11 | 14 | 97 |



資料編

第1章 国の個人情報の保護に関する施行状況

1-1 事業分野ごとのガイドラインの策定・見直しの状況

※塗りつぶし ⇒平成27年度中に新たに策定したガイドライン
 下線 ⇒平成27年度中に見直しを行ったガイドライン

平成28年3月31日現在

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 | |
|----|------|-------------------------|---|--|---|
| 医療 | 一般 | 厚生労働省 | 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) | 平成16年12月24日 平成18年4月21日(見直し) 平成22年9月17日(見直し) | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント手続 平成16年10月29日～11月30日 平成18年3月23日～4月5日(見直し時) 平成22年7月28日～8月27日(見直し時) |
| | | | 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) | 平成16年12月27日 平成28年2月29日(見直し) | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント手続 平成16年12月9日～12月22日 |
| | | | 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン(局長通達) | 平成17年3月31日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年3月31日(見直し) 平成21年3月31日(見直し) 平成22年2月1日(見直し) 平成25年10月10日(見直し) 平成28年3月31日(見直し) | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント 平成17年3月1日～3月14日 平成19年2月16日～3月19日(見直し時) 平成20年2月20日～3月21日(見直し時) 平成21年2月24日～3月25日(見直し時) 平成21年12月22日～平成22年1月20日(見直し時) 平成25年8月2日～9月3日(見直し時) |
| | | | 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) | 平成17年4月1日 平成28年2月29日(見直し) | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) |
| | | | 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(局長通達) | 平成17年9月15日 平成28年2月29日(見直し) | ○「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) |
| | 研究 | 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 | ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(告示) | 平成16年12月28日平 平成17年6月29日(見直し) 平成20年12月1日(見直し) 平成25年2月8日(見直し) 平成26年11月25日(見直し) | (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 (経済産業省)「産業構造審議会化学バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) <平成25年見直し時> (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の見直しに関する専門委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会ヒトゲノム・遺伝子解析研究倫理指針に関する専門委員会」 (経済産業省)「産業構造審議会化学バイオ部会個人遺伝情報保護小委員会」 ○パブリックコメント手続 平成16年10月22日～11月19日 平成24年2月3日～3月3日(見直し時) |

| 分野 | | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 |
|-------|------|----------------|---|--|---|
| 医療 | 研究 | 文部科学省 厚生労働省 | 遺伝子治療臨床研究に関する指針(告示) | 平成16年12月28日 平成20年12月1日(見直し) 平成26年11月25日(見直し) 平成27年10月1日(廃止) | (文部科学省)「科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会ライフサイエンス研究におけるヒト遺伝情報の取扱い等に関する小委員会」 (厚生労働省)「厚生科学審議会科学技術部会医学研究における個人情報の取扱いの在り方に関する専門委員会」 ○パブリックコメント手続 平成16年10月29日～11月19日 平成26年10月11日～11月9日(見直し時) |
| | | 厚生労働省 | 遺伝子治療等臨床研究に関する指針(告示) | 平成27年8月12日 | ○「厚生科学審議会 科学技術部会 遺伝子治療臨床研究に関する指針の見直しに関する専門委員会」 ○パブリックコメント手続 平成26年12月23日～平成27年1月21日 |
| | | 文部科学省 厚生労働省 | 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(告示) | 平成26年12月22日 | ○「疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直しに係る合同会議」 ○パブリックコメント手続 平成26年8月9日～9月7日 |
| 金融・信用 | 金融 | 金融庁 | 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年12月6日 平成20年2月26日(見直し) 平成21年11月20日(見直し) 平成25年3月19日(見直し) 平成27年7月2日(見直し) | ○「金融審議会金融分科会特別部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント手続 平成16年10月1日～10月29日 平成21年7月10日～8月10日(見直し時) 平成27年4月6日～5月8日(見直し時) |
| | | | 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(告示) | 平成17年1月6日 平成27年7月2日(見直し) | ○「金融審議会金融分科会特別部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント手続 平成16年11月19日～12月3日 平成27年4月6日～5月8日(見直し時) |
| | 信用 | 経済産業省 | 経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン(告示) | 平成16年12月17日 平成18年10月16日(見直し) 平成21年10月9日(見直し) | ○「産業構造審議会割賦販売分科会個人信用情報小委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント手続 平成16年10月1日～10月29日 平成18年9月7日～10月6日(見直し時) |
| 情報通信 | 電気通信 | 総務省 | 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年8月31日 平成17年10月17日(見直し) 平成21年12月1日(見直し) 平成22年7月29日(見直し) 平成23年11月2日(見直し) 平成25年9月9日(見直し) 平成27年6月24日(見直し) | ○「電気通信事業分野におけるプライバシー情報に関する懇談会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」 ○「緊急時等における位置情報の取扱いに関する検討会」 ○「ICTサービス安心・安全研究会 個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG」 ○パブリックコメント手続 平成16年6月28日～7月27日 平成17年8月8日～9月8日(見直し時) 平成21年9月3日～10月5日(見直し時) 平成22年5月27日～6月28日(見直し時) 平成23年8月2日～8月31日(見直し時) 平成25年7月9日～8月7日(見直し時) 平成27年4月18日～5月22日(見直し時) |
| | 放送 | 総務省 | 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(告示) | 平成16年8月31日 平成19年3月28日(見直し) 平成21年9月16日(見直し) 平成23年6月29日(見直し) 平成27年9月8日(見直し) 平成27年12月25日(見直し) | ○「放送分野における個人情報保護及びIT時代の衛星放送に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○「衛星放送の将来像に関する研究会」 ○パブリックコメント手続 平成16年7月2日～7月30日 平成18年7月21日～8月31日 平成19年2月6日～3月7日(見直し時) 平成21年7月8日～8月6日(見直し時) 平成27年7月11日～8月10日(見直し時) |

| 分野 | | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 |
|------|---------|---|--|---|--|
| 情報通信 | 郵便 | 総務省 | 郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成20年3月25日 平成24年10月1日(見直し) 平成27年7月21日(見直し) | ○「郵便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 ○パブリックコメント手続 平成20年1月19日～2月18日 |
| | 信書便 | 総務省 | 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成20年3月25日 | ○「信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会」 ○パブリックコメント手続 平成20年1月19日～2月18日 |
| 経済産業 | 経済産業省 | 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(告示) | 平成16年10月22日 平成19年3月30日(見直し) 平成20年2月29日(見直し) 平成21年10月9日(見直し) 平成26年12月12日(見直し) 平成26年12月12日(見直し) | ○「ガイドライン検討委員会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント手続 平成16年6月15日～7月14日 平成18年12月14日～平成19年1月31日(見直し時) 平成19年12月18日～平成20年1月17日(見直し時) 平成21年6月30日～7月29日(見直し時) 平成26年5月16日～6月16日、9月26日～10月28日(見直し時) | |
| | | 経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン(告示) | 平成16年12月17日 | ○パブリックコメント手続 平成16年10月25日～11月19日 | |
| | | 医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(告示) | 平成20年7月24日 平成24年10月15日(見直し) | ○「パーソナル情報研究会」 ○パブリックコメント手続 平成20年2月20日～3月19日 平成24年2月23日～3月23日(見直し時) | |
| 雇用管理 | 一般 | 厚生労働省 | 雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年7月1日 平成24年5月14日(見直し) 平成27年11月25日(見直し) | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年7月23日) ○パブリックコメント手続 平成16年6月15日～6月29日 平成24年3月13日～4月12日(見直し時) 平成27年7月9日～8月7日(見直し時) |
| | | | 雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について(局長通達) | 平成16年10月29日 平成24年6月11日(見直し) 平成27年11月30日(見直し) | ○「労働者の健康情報の保護に関する検討会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント手続 平成16年10月15日～10月28日 ○改正(平成24年6月11日厚生労働省局長通達) |
| | 船員 | 国土交通省 | 船員の雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年9月29日 平成25年3月29日(見直し) | ○パブリックコメント手続 平成16年8月10日～8月23日 平成24年5月23日～6月21日(見直し時) |
| 警察 | 国家公安委員会 | 国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報保護に関する指針(告示) | 平成22年2月5日 平成24年6月18日(見直し) 平成27年3月30日(見直し) | ○パブリックコメント手続 平成21年11月20日～12月21日 平成27年1月23日～2月21日 | |
| 法務 | 法務省 | 法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年10月29日 平成21年9月30日(見直し) 平成27年3月24日(見直し) | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント手続 平成16年9月29日～10月20日 平成21年7月24日～8月24日(見直し時) 平成27年1月13日～2月12日(見直し時) | |

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 |
|-------|-------|--|---|---|
| 法務 | 法務省 | 債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年12月16日 平成18年1月11日(見直し) 平成22年3月15日(見直し) 平成27年7月1日(見直し) | ○パブリックコメント手続 平成16年11月9日～11月30日 平成21年12月24日～平成22年1月28日(見直し時) 平成27年3月25日～4月24日(見直し時) ○部内において検討(見直し時) |
| 外務 | 外務省 | 外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成24年4月2日 平成27年5月29日(見直し) | ○パブリックコメント手続 平成24年2月17日～3月17日 平成27年3月25日から4月23日(見直し時) |
| 財務 | 財務省 | 財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年11月25日 平成22年3月19日(見直し) 平成27年3月27日(見直し) | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年9月13日) ○パブリックコメント手続 平成16年9月30日～10月29日 平成22年1月12日～2月11日(見直し時) 平成27年1月28日～2月27日(見直し時) |
| 文部科学 | 文部科学省 | 文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成24年3月29日 平成27年8月31日(見直し) | ○パブリックコメント手続 平成24年2月8日～3月8日 平成27年7月14日～8月13日(見直し時) |
| 福祉 | 厚生労働省 | 福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成25年3月29日 平成28年2月15日(見直し) | ○パブリックコメント手続 平成25年1月23日～2月22日 平成25年3月8日～3月14日 平成27年12月22日～平成28年1月20日 |
| 職業紹介等 | 一般 | 厚生労働省 職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針(告示) | 平成16年11月4日 平成24年9月10日(見直し) | ○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント手続 平成16年10月1日～10月22日 |
| | 船員 | 国土交通省 無料船員職業紹介事業者、船員の募集を行う者及び無料船員労働供給事業者が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、募集内容の的確な表示に関して適切に対処するための指針(告示) | 平成17年2月28日 平成25年12月12日(見直し) | ○船員中央労働委員会への諮問(平成16年9月17日)答申(平成16年10月15日) ○パブリックコメント手続 平成25年9月30日～10月29日(見直し時) |
| 労働者派遣 | 一般 | 厚生労働省 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示) | 平成16年11月4日 平成24年8月10日(見直し) | ○「労働政策審議会労働力需給制度部会」 ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) ○パブリックコメント手続 平成16年10月1日～10月22日 平成24年6月28日～7月27日(見直し時) |
| | 船員 | 国土交通省 船員派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針(告示) | 平成17年2月28日 平成25年12月12日(見直し) | ○船員中央労働委員会への諮問(平成16年9月17日)答申(平成16年10月15日) ○パブリックコメント手続 平成25年9月30日～10月29日(見直し時) |
| 労働組合 | 厚生労働省 | 労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン(告示) | 平成17年3月25日 平成24年8月23日(見直し) 平成27年11月25日(見直し) | ○パブリックコメント手続 平成17年3月1日～3月14日 平成24年5月11日～6月11日(見直し時) 平成27年7月9日～8月7日(見直し時) |
| 企業年金 | 厚生労働省 | 企業年金等に関する個人情報の取扱いについて(局長通達) | 平成16年10月1日 | ○平成28年7月に廃止。 「私的年金分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示)」に移行予定。 ○上記ガイドラインのパブリックコメント手続き 平成27年12月25日～平成28年1月23日 |
| 農林水産 | 農林水産省 | 農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成21年7月10日 平成27年7月1日(見直し) | ○パブリックコメント手続(平成27年3月11日～4月9日) ○改正(平成27年7月1日農林水産省告示第1675号) ○施行(平成27年7月1日) |

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 |
|---------------|-------|-----------------------------------|--|---|
| 国土交通 | 国土交通省 | 国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成16年12月2日 平成24年3月30日(見直し) 平成27年3月31日(見直し) | ○パブリックコメント手続 平成16年9月21日～10月20日 平成24年1月24日～2月22日(見直し時) 平成27年2月11日～3月12日(見直し時) |
| 環境 | 環境省 | 環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(告示) | 平成21年4月1日 平成27年4月1日(見直し) | ○パブリックコメント手続 平成21年6月30日～7月29日 平成27年2月9日～3月10日 |
| 防衛 | 防衛省 | 防衛省関係事業者が取り扱う個人情報の保護に関する指針(告示) | 平成18年5月25日 | ○パブリックコメント手続 平成18年3月30日～4月28日 |
| 合計27分野 | | 合計38ガイドライン | | |

1-2 その他の分野に関するガイドライン

| 分野 | 所管府省 | ガイドラインの名称 | 策定・見直し時期 | 検討の経過 |
|-----------------------|-------------|---|---|------------------------------------|
| 行政機関 | 総務省 | 行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知) | 平成16年9月14日 平成26年12月26日(見直し) 平成27年8月25日(見直し) | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) |
| 独立行政法人 | 総務省 | 独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針(局長通知) | 平成16年9月14日 平成26年12月26日(見直し) 平成27年8月25日(見直し) | ○国民生活審議会個人情報保護部会への報告(平成16年10月25日) |
| 警察共済組合 | 警察庁 | 警察共済組合が講じるべき個人情報保護のための措置に関する要領(官房長通達) | 平成22年2月17日 平成24年6月14日(見直し) 平成27年6月30日(見直し) | |
| 地方公務員共済組合 | 総務省 | 地方公務員共済組合の組合員等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(告示) | 平成17年3月28日 | 部内において検討 |
| 特定個人情報(事業者) | 特定個人情報保護委員会 | 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(告示) | 平成26年12月11日 | ○パブリックコメント手続 平成26年10月10日～11月9日 |
| 特定個人情報(行政機関等・地方公共団体等) | 特定個人情報保護委員会 | 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(告示) | 平成26年12月18日 | ○パブリックコメント手続 平成26年10月29日～11月27日 |
| 合計6分野 | | 合計6ガイドライン | | |

2 主務大臣による権限の行使の状況

| 名称 | 主務大臣 | 行使した権限 | 権限行使の年月日 | 権限行使の契機 | 関連条文 |
|-----------------|-------|--------|------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 株式会社クリエイトエス・ディー | 厚生労働省 | 助言 | 平成27年9月16日 | 平成27年9月4日に事業者自らが薬務課に相談したことを受けて | 法第20条(安全管理措置) 法第21条(従業員の監督) |
| 計1件 | | | | | 法第20条 計1件 法第21条 計1件 |

(注) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、主務大臣等が行った、勧告(法第34条第1項)、命令(法第34条第2項)及び緊急の命令(法第34条第3項)等について記載。

3 認定個人情報保護団体の認定の状況

※平成27年度中に、主務大臣によって新たに認定された団体はない。

平成28年3月31日現在

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 苦情処理窓口の電話番号 | 所在地 | 認定年月日 | 対象事業者数 | ガイドラインの名称 |
|-----------|---------|-------------------------|--------------|----------------------------|-------------|--------|--|
| 警備業 | 国家公安委員会 | 一般社団法人 全国警備業協会 | 03-3342-5821 | 東京都新宿区西新宿1-25-1新宿センタービル32F | 平成20年11月21日 | 181 | 警備業における個人情報の保護に関するガイドライン |
| 指定自動車教習所業 | 国家公安委員会 | 一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会 | 03-3556-0070 | 東京都千代田区九段南2-3-9 サン九段ビル4階 | 平成26年10月9日 | 1026 | 指定自動車教習所業における個人情報保護に関する指針 |
| 証券業 | 金融庁 | 日本証券業協会 | 03-3667-8427 | 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 | 平成17年4月1日 | 472 | 個人情報の保護に関する指針 |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 生命保険協会 | 03-3286-2648 | 東京都千代田区丸の内3-4-1新国際ビル3F | 平成17年4月1日 | 41 | ・生命保険業における個人情報保護のための取扱指針 ・生命保険業における個人情報保護のための安全管理措置等についての実務指針 |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 日本損害保険協会 | 03-3255-1470 | 東京都千代田区神田淡路町2-9 | 平成17年4月1日 | 28 | ・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針 |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 外国損害保険協会 | 03-5425-7850 | 東京都港区虎ノ門3-20-4虎ノ門鈴木ビル7階 | 平成18年11月30日 | 24 | ・損害保険会社に係る個人情報保護指針 ・損害保険会社における個人情報保護に関する安全管理措置等についての実務指針 |
| 銀行業 | 金融庁 | 全国銀行個人情報保護協議会 | 03-5222-1700 | 東京都千代田区丸の内1-3-1 | 平成17年4月15日 | 241 | 個人情報保護指針 |
| 信託業 | 金融庁 | 一般社団法人 信託協会 | 0120-817335 | 東京都千代田区丸の内2-2-1岸本ビル1階 | 平成17年4月15日 | 56 | 個人情報の保護と利用に関する指針 |
| 投資信託委託業 | 金融庁 | 一般社団法人 投資信託協会 | 03-5614-8440 | 東京都中央区日本橋兜町2-1東京証券取引所ビル6階 | 平成17年7月1日 | 161 | 個人情報の保護に関する指針 |
| 証券投資顧問業 | 金融庁 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 | 03-3663-0505 | 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 | 平成17年7月1日 | 745 | 個人情報の保護に関する取扱指針 |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 苦情処理窓口の電話番号 | 所在地 | 認定年月日 | 対象事業者数 | ガイドラインの名称 |
|---|----------------|--------------------------|--------------|---------------------------------|-------------|--------|--|
| 貸金業 | 金融庁 | 日本貸金業協会 | 03-5739-3011 | 東京都港区高輪三丁目19番15号 二葉高輪ビル2F・3F | 平成22年3月31日 | 1,176 | 個人情報保護指針 |
| 金融先物取引業 | 金融庁 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 03-5280-0881 | 東京都千代田区神田小川町1-3 NBF小川町ビルディング | 平成26年8月1日 | 142 | 個人情報の保護に関する指針 |
| 放送 | 総務省 | 一般財団法人 放送セキュリティセンター | 03-5213-4714 | 東京都千代田区平河町2-9-2エスパリエ平河町ビル | 平成17年4月12日 | 251 | 受信者情報取扱事業における個人情報保護指針 |
| 電気通信事業 | 総務省 経済産業省 | 一般財団法人 日本データ通信協会 | 03-5907-3803 | 東京都豊島区巣鴨2-11-1巣鴨室町ビル7F | 平成17年4月12日 | 130 | 電気通信事業における個人情報保護指針 |
| プライバシーマーク付与認定事業者、及び当協会事業プログラム制度会員が | 総務省 経済産業省 | 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 | 03-5860-7565 | 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内 | 平成17年6月27日 | 10,184 | JIPDEC 個人情報保護指針 |
| 製薬業 | 厚生労働省 | 日本製薬団体連合会 | 03-3270-1810 | 東京都中央区日本橋本町3-4-18 | 平成17年10月20日 | 645 | 製薬企業における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン |
| 医療 | 厚生労働省 | 公益社団法人 全日本病院協会 | 03-5283-7445 | 東京都千代田区猿楽町2-8-8住友不動産猿楽町ビル | 平成18年2月13日 | 2,452 | 全日本病院協会における個人情報保護指針 |
| 医療 | 厚生労働省 | 一般社団法人 日本病院会 | 03-3265-0077 | 東京都千代田区三番町9-15ホスピタルプラザビル | 平成19年3月26日 | 2,451 | 日本病院会個人情報保護法への対応の手引き |
| 医療・介護 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター | 03-6911-0582 | 東京都新宿区西新宿6-15-1-412 | 平成18年3月24日 | 118 | 個人情報の適正な取扱い確保のための指針 |
| 医療・介護・福祉 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人 患者の権利オンブズマン | 092-643-7577 | 福岡県福岡市東区馬出2-1-22 | 平成18年3月24日 | 12 | 個人情報保護指針 |
| 医療・介護・福祉 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人 検定協議会 | 078-393-5117 | 兵庫県神戸市中央区江戸町85-1 ベイ・ウィング神戸ビル9階 | 平成27年3月13日 | 12 | 医療・福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針 |
| 介護・福祉 | 厚生労働省 | 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 | 098-882-5704 | 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1 沖縄県総合福祉センター内 | 平成18年2月2日 | 691 | 福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針 |
| 介護・福祉 | 厚生労働省 | 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 | 058-278-5136 | 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 | 平成18年3月30日 | 290 | 福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針 |
| 手技療法(柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティクス・リラクゼーション等) | 厚生労働省 経済産業省 | 特定非営利活動法人 日本手技療法協会 | 03-5296-5011 | 東京都千代田区神田須田町1-8/パールビル7F | 平成18年3月31日 | 721 | 個人情報の保護に関する法律についての柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティクス・リラクゼーション事業者等を対象とするガイドライン |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 苦情処理窓口の電話番号 | 所在地 | 認定年月日 | 対象事業者数 | ガイドラインの名称 |
|---------------------------------------|----------------|-----------------------------------|--------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------|---|
| 医療・介護事業、ソフトウェア事業及び冠婚葬祭事業を営む個人及び団体の事業者 | 厚生労働省 経済産業省 | 一般社団法人 日本個人情報管理協会 | 03-4415-2031 | 東京都港区高輪2-15-8 グレイスビル泉岳寺前 | 平成23年8月10日 (厚生労働省認定：平成25年12月24日) | 110 | 個人情報保護指針 |
| ギフト用品に関する事業 | 経済産業省 | 一般社団法人 全日本ギフト用品協会 | 03-3847-0691 | 東京都台東区寿3-15-10ペンギンビル3階 | 平成17年5月13日 | 23 | 個人情報の保護に関する法律についてのギフト分野を対象とするガイドライン |
| クレジット事業 | 経済産業省 | 一般社団法人 日本クレジット協会 | 03-5645-3360 | 東京都中央区日本橋小網町14-1住生日本橋小網町ビル 6階 | 平成21年7月1日 | 853 | 個人情報保護指針 |
| 印刷・グラフィックサービス工業 | 経済産業省 | 公益社団法人 東京グラフィックサービス工業会 | 03-3667-3771 | 東京都中央区日本橋小伝馬町7-16 | 平成17年12月7日 | 316 | 印刷・グラフィックサービス工業個人情報保護ガイドライン |
| 小売業 | 経済産業省 | 一般社団法人 日本専門店協会 | 03-5411-5351 | 東京都港区北青山2-12-8 | 平成17年12月7日 | 180 | 専門店における個人情報保護法ガイドライン |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会 | 03-6712-9381 | 東京都港区浜松町1-10-13福岡ビル3階 | 平成18年2月10日 | 190 | 個人情報保護指針 |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 | 03-6450-6631 | 東京都渋谷区渋谷1-17-14全国婦人会館2階 | 平成18年2月13日 | 3 | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会における個人情報保護ガイドライン |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 長野県個人情報保護協会 | 026-267-6077 | 長野県長野市若里7丁目7-2オフィスリンク内 | 平成18年8月4日 | 8 | 長野県個人情報保護協会における個人情報に関する法律についてのガイドライン |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 一般社団法人 結婚相談業サポート協会 | 03-6233-2915 | 東京都新宿区新宿5丁目18-20 ルックハイツ新宿1105 | 平成20年7月7日 | 394 | 結婚相談業サポート協会における個人情報保護指針 |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 日本結婚相手紹介サービス協議会 | 03-5689-8769 | 東京都文京区本郷3-32-6ハイヴ本郷401 | 平成20年12月15日 | 8 | 日本結婚相手紹介サービス協議会における個人情報保護指針 |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 株式会社IBJ(日本結婚相談所連盟) | 03-5324-5658 | 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト12階 | 平成21年4月20日 | 1,031 | 個人情報保護方針 |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | ナノライセンス結婚専科システム協議会 | 075-361-8858 | 京都府京都市下京区高辻通り新町西入ル堀之内町272-7 京都3号館ビル | 平成22年2月24日 | 9 | 個人情報保護指針 |
| 新聞販売業 | 経済産業省 | 大阪毎日新聞販売店事業協同組合 | 06-6346-8160 | 大阪府大阪市北区梅田3-4-5毎日新聞ビル内 | 平成18年3月9日 | 421 | 個人情報保護指針 |
| 葬祭業 | 経済産業省 | JECIA個人情報保護協会 | 03-5379-8101 | 東京都新宿区四谷4-3-20 いちご四谷4丁目ビル2F | 平成17年5月13日 | 137 | 個人情報の保護に関する法律についての葬祭事業者を対象とする指針 |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 苦情処理窓口の電話番号 | 所在地 | 認定年月日 | 対象事業者数 | ガイドラインの名称 |
|-------------------|----------------|---------------------|--|------------------------------|-------------|--------|-------------------------------------|
| 葬祭業 | 経済産業省 | 全国こころの会葬祭事業協同組合 | 03-5828-3855 | 東京都台東区松が谷4-28-3 | 平成18年3月31日 | 17 | 全国こころの会における個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン |
| 自動車販売業 | 経済産業省 国土交通省 | 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 | 03-5733-3110 | 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館15階 | 平成17年5月19日 | 1,497 | 自動車販売業個人情報保護指針 |
| 自動車登録番号標 交付代行業 | 国土交通省 | 一般社団法人 全国自動車標板協議会 | 03-3813-5911 | 東京都文京区本郷2-15-13 お茶の水ウイングビル4階 | 平成17年12月27日 | 58 | 交付代行者等個人情報保護指針 |
| 賃貸住宅管理業 | 国土交通省 | 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 | (fax及びメールにより受付) fax 03-6265-1556 info@jpm.jp | 東京都中央区八重洲2-1-5 東京駅前ビル8階 | 平成19年3月16日 | 1,097 | 賃貸住宅管理業における個人情報保護に関するガイドライン |
| | | 計42団体 | | | | | 計45本 |

4 法の正しい理解を促進するための取組状況(平成27年度)

| 府省庁 | 取組内容 |
|-----------|---|
| 消費者庁 | <p>○平成27年度個人情報保護法に関する説明会の開催 平成27年9月から同年12月にかけて、全国10か所で以下のとおり個人情報保護法に関する説明会を開催した(開催都道府県及び独立行政法人国民生活センターと共催)。一部会場では、地方公共団体等が、いわゆる「見守り協定」を締結するなどして、個人情報の適切な共有に取り組んでいる例について報告も行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テーマ:個人情報保護法の概要、いわゆる「過剰反応」への対応策等 ・対象者:民間事業者、民生委員・児童委員、地方公共団体職員など(参加人数約2,000人) <p>○広報用ポスターの作成 上記説明会を広報するポスターを作成し、地方公共団体等へ配布するとともに、ホームページへ掲載した。</p> |
| 経済産業省 | <p>○経済産業分野における個人情報保護ガイドライン説明会 2015年8月～2016年2月 全国100箇所 個人情報取扱事業者等 約4000名 「改正個人情報保護法」パンフレット作成、配布約6000部</p> |
| 個人情報保護委員会 | <p>○「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」の開催 2016年2月29日(月) 個人情報取扱事業者等 約600名</p> <p>この他に改正個人情報保護法に関する説明会を平成28年1月から平成28年3月末にかけて全国で27回開催し、約3,000人の個人情報取扱事業者等の参加があった。</p> |

第2章 事業者等の個人情報の保護に関する取組の状況

1 個人情報に関する苦情処理の状況

(1) 受付機関の状況

| 受付機関 | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 | 割合 |
|----------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|
| 地方公共団体 | 消費生活センター | 510 | 498 | 636 | 589 | 499 | 453 | 561 | 468 | 430 | 416 | 392 | 447 | 5,899 | 98.2% |
| | その他 | 4 | 2 | 7 | 4 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 22 | 0.4% |
| 国民生活センター | | 5 | 7 | 8 | 13 | 7 | 7 | 5 | 5 | 6 | 11 | 12 | 2 | 88 | 1.5% |
| 合計 | | 519 | 507 | 651 | 606 | 509 | 461 | 567 | 473 | 436 | 427 | 404 | 449 | 6,009 | 100.0% |

- (注) 1. 表中の「消費生活センター」は、PIO-NET(国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談の収集を行っているシステム)端末の設置されている消費生活センターで受け付けた分を集計。
 2. 表中の「その他」とは、個人情報保護条例所管部局等で受け付けた分を集計。
 3. 平成27年度について、平成28年5月31日までのPIO-NET登録分を集計。

(2) 年齢

| | 件数 | 割合 |
|-------|-------|--------|
| 10代以下 | 142 | 2.4% |
| 20歳以上 | 502 | 8.4% |
| 30歳以上 | 1,023 | 17.0% |
| 40歳以上 | 1,506 | 25.1% |
| 50歳以上 | 1,060 | 17.6% |
| 60歳以上 | 819 | 13.6% |
| 70歳以上 | 572 | 9.5% |
| 不明 | 385 | 6.4% |
| 合計 | 6,009 | 100.0% |

(3) 性別

| | 件数 | 割合 |
|-----|-------|--------|
| 男性 | 2,937 | 48.9% |
| 女性 | 3,008 | 50.1% |
| その他 | 54 | 0.9% |
| 不明 | 10 | 0.2% |
| 合計 | 6,009 | 100.0% |

(4) 職業

| | 件数 | 割合 |
|--------|-------|--------|
| 給与生活者 | 2,993 | 49.8% |
| 自営・自由業 | 356 | 5.9% |
| 家事従事者 | 1,067 | 17.8% |
| 学生 | 189 | 3.1% |
| 企業・団体 | 39 | 0.6% |
| 行政機関 | 13 | 0.2% |
| 無職 | 941 | 15.7% |
| その他 | 2 | 0.0% |
| 不明 | 409 | 6.8% |
| 合計 | 6,009 | 100.0% |

(5) 事業分野の状況

| 事業分野 | 件数 | 割合 |
|-----------------|-------|--------|
| 医療・福祉 | 137 | 2.3% |
| 金融・信用 | 303 | 5.0% |
| 情報通信 | 1,532 | 25.5% |
| その他の事業分野 | 2,477 | 41.2% |
| 不明 | 1,597 | 26.6% |
| 合計 (重複分を除く。) | 6,009 | 100.0% |

(6) 相談内容の状況

| 相談内容 | 件数 | 割合 |
|-----------------|-------|--------|
| 不適正な取得 | 2,539 | 42.3% |
| 漏えい・紛失 | 1,450 | 24.1% |
| 同意のない提供 | 1,022 | 17.0% |
| 目的外利用 | 619 | 10.3% |
| 開示等 | 163 | 2.7% |
| 苦情等の窓口対応 | 188 | 3.1% |
| 情報内容の誤り | 58 | 1.0% |
| オプトアウト違反 | 20 | 0.3% |
| 委託先等の監督 | 24 | 0.4% |
| その他 | 1,189 | 19.8% |
| 合計 (重複分を除く。) | 6,009 | 100.0% |

(7) 処理結果の状況

| 処理結果の種類 | 件数 | 割合 |
|----------|-------|--------|
| 助言(自主交渉) | 4,751 | 79.1% |
| その他情報提供 | 800 | 13.3% |
| あっせん解決 | 147 | 2.4% |
| 他機関紹介 | 133 | 2.2% |
| 処理不要 | 86 | 1.4% |
| 処理不能 | 31 | 0.5% |
| あっせん不調 | 7 | 0.1% |
| 未入力(処理中) | 54 | 0.9% |
| 合計 | 6,009 | 100.0% |

- (注) 1. 表中の「助言(自主交渉)」は、受付機関があっせんの労をとらなくても相談者が事業者自主交渉することで解決する可能性があり、かつ自主解決の努力がなされていない相談に対し、自主解決の方法をアドバイスしたものを指す。
2. 表中の「その他情報提供」は、あっせん以外の処理で、「助言(自主交渉)」に該当しないものを指す。

2-1 事業者からの個人情報漏えい事案の状況(平成27年度)

(1) 漏えいした人数

| 所管府省 | 件数 | 漏えいした人数 | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|-------------------|---------------|-------------|
| | | 500人 以下 | 501～ 5,000人 | 5,001～ 50,000人 | 50,001人 以上 | 不明 |
| 金融庁 | 45 | 13 | 14 | 15 | 3 | 0 |
| 総務省 | 45 | 36 | 4 | 4 | 1 | 0 |
| 財務省 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 文部科学省 | 14 | 8 | 3 | 2 | 1 | 0 |
| 厚生労働省 | 3 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 農林水産省 | 8 | 3 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| 経済産業省 | 99 | 53 | 24 | 16 | 6 | 0 |
| 国土交通省 | 76 | 72 | 3 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 (重複分を除く。) | 292 (100.0%) | 187 (64.0%) | 51 (17.5%) | 39 (13.4%) | 14 (4.8%) | 1 (0.3%) |

- (注)
1. 漏えい事案には、「漏えい」のほか、「滅失」、「き損」の事案を含む。
 2. 漏えいした人数とは、漏えいした個人情報によって識別される特定の個人の数进行う。

(2) 漏えいした情報の種類

| 所管府省 | 件数 | | 漏えいした情報の種類 | | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|----------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | | | 顧客情報 | | 従業員情報 | | その他の情報 | |
| | | うち基本 情報のみ | | うち基本 情報のみ | | うち基本 情報のみ | | うち基本 情報のみ |
| 金融庁 | 45 | 1 | 45 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 総務省 | 45 | 4 | 45 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財務省 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 文部科学省 | 14 | 0 | 14 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 農林水産省 | 8 | 0 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 99 | 9 | 87 | 9 | 16 | 0 | 10 | 0 |
| 国土交通省 | 76 | 61 | 74 | 61 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 (重複分を除く。) | 292 (100.0%) | 75 (25.7%) | 276 (94.5%) | 75 (25.7%) | 23 (7.9%) | 0 (0.0%) | 11 (3.8%) | 0 (0.0%) |

- (注) 1. 「基本情報」とは、氏名、生年月日、性別、住所を指す。
 2. 一つの事案で複数の情報が漏えい等した場合は、全ての項目について記入。
 3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。
 4. 表中の「うち基本情報のみ」は、基本情報のみ漏えいした事案の件数(内数)及び漏えい事案全体に対する割合。

(3) 漏えいした情報の形態と暗号化等の情報保護措置

| 所管府省 | 件数 | 電子媒体のみ 133件(45.5%) | | | | 紙媒体のみ 139件(47.6%) | | | | 電子媒体と紙媒体 8件(2.7%) | | | | 不明 |
|-----------------|-----------------|--------------------|--------------|---------------|-------------|-------------------|-------------|----------------|--------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| | | 措置有 | 一部措置有 | 措置無 | 不明 | 措置有 | 一部措置有 | 措置無 | 不明 | 措置有 | 一部措置有 | 措置無 | 不明 | |
| 金融庁 | 45 | 4 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 26 | 10 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 総務省 | 45 | 2 | 0 | 15 | 1 | 0 | 0 | 27 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 財務省 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 文部科学省 | 14 | 4 | 1 | 6 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 厚生労働省 | 3 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 農林水産省 | 8 | 4 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 99 | 27 | 7 | 30 | 4 | 0 | 0 | 16 | 4 | 0 | 0 | 1 | 6 | 4 |
| 国土交通省 | 76 | 3 | 0 | 14 | 2 | 0 | 6 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 |
| 合計 (重複分を除く。) | 292 (100.0%) | 44 (15.1%) | 10 (3.4%) | 70 (24.0%) | 9 (3.1%) | 2 (0.7%) | 6 (2.1%) | 117 (40.1%) | 14 (4.8%) | 0 (0.0%) | 1 (0.3%) | 1 (0.3%) | 6 (2.1%) | 12 (4.1%) |

(注)※暗号化等の情報保護措置とは、情報の暗号化や紛失したパソコンへのパスワードによるアクセス制限等、情報保護のために講じられた措置をいう。

(4) 漏えい元・漏えいした者

| 所管府省 | 件数 | 事業者 | | | | | | | | | | | 委託先 | | | | | | | | | | | 不明 | |
|-----------------|----------|---------|---------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| | | 件数 | 従業者 | | | 第三者 | | | その他 | 不明 | 件数 | 従業者 | | | 第三者 | | | その他 | 不明 | | | | | | |
| | | | 件数 | 意図的 | 不注意 | 不明 | 件数 | 意図的 | | | | 不注意 | 不明 | 件数 | 意図的 | 不注意 | 不明 | | | 件数 | 意図的 | 不注意 | 不明 | | |
| 金融庁 | 45 | 38 | 30 | 1 | 20 | 9 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 4 | 0 | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| 総務省 | 45 | 26 | 24 | 0 | 24 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 18 | 16 | 1 | 15 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 財務省 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 文部科学省 | 14 | 12 | 9 | 0 | 9 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 厚生労働省 | 3 | 2 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 農林水産省 | 8 | 7 | 3 | 0 | 3 | 0 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 99 | 76 | 37 | 0 | 37 | 0 | 38 | 38 | 0 | 0 | 0 | 1 | 22 | 13 | 1 | 12 | 0 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 |
| 国土交通省 | 76 | 74 | 70 | 0 | 70 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 (重複分を除く。) | 292 | 237 | 175 | 1 | 165 | 9 | 47 | 45 | 0 | 2 | 7 | 8 | 49 | 36 | 3 | 33 | 0 | 10 | 8 | 1 | 1 | 0 | 3 | 6 | |
| | (100.0%) | (81.2%) | (59.9%) | (0.3%) | (56.5%) | (3.1%) | (16.1%) | (15.4%) | (0.0%) | (0.7%) | (2.4%) | (2.7%) | (16.8%) | (12.3%) | (1.0%) | (11.3%) | (0.0%) | (3.4%) | (2.7%) | (0.3%) | (0.3%) | (0.0%) | (1.0%) | (2.1%) | |

(注) ※合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(5) 漏えい後の改善措置状況

| 所管府省 | 件数 | 事業者による改善措置 | | | | | | | | | | 改善措置 実施せず | 不明 |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|--------------|---------------|--------------|--------------|-------------|
| | | 安全管理対策 | | | | その他の対応 | | | | | | | |
| | | 組織的 | 技術的 | 本人への 謝罪・連絡 | 専用窓口 の設置 | 商品券等 の配布 | 警察への 届出 | その他 | | | | | |
| 金融庁 | 45 | 45 | 44 | 40 | 12 | 32 | 22 | 14 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 総務省 | 45 | 45 | 45 | 44 | 8 | 45 | 43 | 3 | 1 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 財務省 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 文部科学省 | 14 | 14 | 14 | 14 | 6 | 14 | 14 | 5 | 0 | 9 | 0 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| 農林水産省 | 8 | 8 | 8 | 8 | 5 | 7 | 5 | 5 | 1 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 99 | 99 | 93 | 81 | 75 | 98 | 92 | 26 | 15 | 40 | 18 | 0 | 0 |
| 国土交通省 | 76 | 76 | 75 | 74 | 61 | 74 | 73 | 2 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 (重複分を除く。) | 292 (100.0%) | 291 (99.7%) | 283 (96.9%) | 265 (90.8%) | 170 (58.2%) | 274 (93.8%) | 253 (86.6%) | 56 (19.2%) | 17 (5.8%) | 74 (25.3%) | 20 (6.8%) | 0 (0.0%) | 1 (0.3%) |

- (注) 1. 表中の「組織的」安全管理対策とは、安全管理責任者の設置、社内規定の整備、教育・研修の実施、監査の実施等を指す。
「技術的」安全管理対策とは、ファイアウォールの構築、情報漏洩防止ソフトウェアの導入、個人データへのアクセス状況の監視等を指す。
2. 「安全管理対策」と「その他の対応」は複数回答。
3. 合計欄の()内は、全体の件数に対する割合を示す。

(6) 認定個人情報保護団体への報告

| 所管府省 | 件数 | 認定個人情報保護団体への所属 | 認定個人情報保護団体への報告 |
|-----------------|-----|----------------|----------------|
| 金融庁 | 45 | 23 | 9 |
| 総務省 | 45 | 24 | 7 |
| 財務省 | 2 | 1 | 1 |
| 文部科学省 | 14 | 0 | 0 |
| 厚生労働省 | 3 | 0 | 0 |
| 農林水産省 | 8 | 0 | 0 |
| 経済産業省 | 99 | 31 | 29 |
| 国土交通省 | 76 | 0 | 0 |
| 合計 (重複分を除く。) | 292 | 79 | 46 (58.2%) |

- (注) 1. 「認定個人情報保護団体への所属」については、複数の認定個人情報保護団体に所属している場合であっても1件とカウントしている。
 2. 「認定個人情報保護団体への報告」については、所属するいずれかの団体に報告していれば1件とカウントしている。
 また、合計におけるパーセンテージは、認定個人情報保護団体に所属している事業者による事案に占める割合を示す。

2-2 平成27年度における主な個人情報漏えい事案

※平成27年度中に事業者が公表した個人情報漏えい事案(所管府省において把握したものに限る)のうち、漏えいした個人情報が50,001件以上の事案を掲載。(公表されている情報のみ記載)

| 事業者名 | 所管府省 | 公表日 | 漏えい人数 (最大) | 漏えい情報 (主なもの) | 漏えいの原因 | 漏えい後の対応策 | 各府省による 報告の徴 収の有無 | 各府省による 助言の有 無 | 各府省による 勧告の有 無 |
|--------------------|--------------|-------------|---------------|--|---|---|------------------------|---------------------|---------------------|
| 岐阜商工信用組合 | 金融庁 | 平成27年6月25日 | 約43万件 | 氏名、口座番号、取引金額、残高等 | 紛失(誤廃棄の可能性) | ・厳格な保管管理 | | | |
| 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 | 金融庁 | 平成27年5月13日 | 約75万件 | 名前、証券番号、保険種類、保険料等 | データ(CD-ROM)紛失 | ・情報管理体制強化 ・社員に対する情報管理に係る再教育等 | | | |
| ワイジェイFX株式会社 | 金融庁 | 平成28年2月2日 | 約18万件 | 顧客ID、生年月日、住所、氏名、銀行口座、取引履歴、資産情報、勤務先 | 元従業員が無断で顧客情報および営業秘密を社外に持ち出し、インターネット上で保存 | ・元従業員からのレンタルサーバーへのアクセスを遮断 ・インターネットからのレンタルサーバーへのアクセスを遮断し、レンタルサーバー内にあった持ち出された情報の削除。検索エンジンによる検索結果からの削除 ・元従業員が保有していた記憶媒体を当社で引き取り、当社にて保管 ・お客様に関わる情報の管理体制を強化 ・社内ネットワーク内の、外部へのアクセス可能な環境に、お客様に関わるデータがないことを再調査し、削除を実施 ・社内ネットワークからオンラインストレージ、レンタルサーバー、その他外部サイトに対するアクセス制限を強化 ・元従業員が保有していた記憶媒体への外部専門業者による調査 ・他従業員による同事象の有無について調査 | | | |
| ヤフー株式会社 | 総務省 経済産業省 | 平成27年9月6日 | 約97万件 | 電子メール | システムバグ | ・システムバグの解消 ・システムの多重化 ・機器の交換サイクルを早めた ・ストレージの冗長化 | | | |
| 学校法人関西大学 関西大学 | 文部科学省 | 平成27年12月11日 | 6万2,000件 | 学生等の①所属(学部・学科・専攻)②氏名③電話番号④住所⑤生年月日⑥性別⑦学籍情報(在学状況) 保証人の①氏名②電話番号③住所 | USBメモリの紛失 | ・本人への謝罪 ・全校教職員に対する個人情報の取り扱いについて改めて注意喚起 ・専用窓口を設置 | | | |
| 株式会社シャトレーゼ | 農林水産省 | 平成27年7月30日 | 約21万件 | 生年月日、電話番号、メールアドレス、ユーザーID、パスワード(暗号化されたもの) | 不正アクセス | ・セキュリティ問題箇所の対策 ・第三者機関の安全確認の実施 | | | |
| 江崎グリコ株式会社 | 農林水産省 | 平成28年3月7日 | 約8万3,000件 | 氏名、クレジットカード番号、カード有効期限 | 不正アクセス | ・システムの安全性の確認 ・セキュリティ強化 ・監視体制の強化 | | | |
| 株式会社サンリオデジタル | 経済産業省 | 平成27年12月24日 | 約330万件 | 氏名、生年月日、性別、メールアドレス、 | 設定ミス | ・ウェブサイトの脆弱性を修正 | | | |
| 株式会社ドワンゴ | 経済産業省 | 平成27年6月10日 | 約29万件 | 生年月日、性別、居住する都道府県 | リスト型攻撃による不正アクセス | ・乗っ取り行為を受けたアカウント所有ユーザーに対して、ログインの一時停止とパスワード変更手続きを実施。 ※本人がパスワード変更を行うまで、ログイン不可 ・「リスト型アカウントハッキング」による不正アクセスのブロックをシステム投入 | | | |
| 株式会社タミヤ | 経済産業省 | 平成27年7月21日 | 約11万件 | 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、取引履歴 | 不正アクセス(SQLインジェクション) | ・第三者機関によるセキュリティ診断 ・セキュリティホールの修正 ・サーバ設定の適正化 ・監視強化 | | | |

| 事業者名 | 所管府省 | 公表日 | 漏えい人数 (最大) | 漏えい情報 (主なもの) | 漏えいの原因 | 漏えい後の対応策 | 各府省による報告の徴収の有無 | 各府省による助言の有無 | 各府省による勧告の有無 |
|-----------------|-------|------------|---------------|---|---------------------|--|----------------|-------------|-------------|
| セキ株式会社 | 経済産業省 | 平成27年9月15日 | 約26万件 | 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、家族に関する情報、クレジットカード番号 | 不正アクセス(SQLインジェクション) | ・CIOの設置、情報セキュリティ委員会の設置等社内体制の強化 ・IPS(侵入防止システム)およびWAF(Web アプリケーションファイヤーウォール)を導入 | | | |
| 株式会社ベルネージュダイレクト | 経済産業省 | 平成27年9月15日 | 約13万件 | 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、メールアドレス、家族に関する情報、クレジットカード番号、取引履歴 | 不正アクセス(SQLインジェクション) | ・委託先の選定の見直し及び監督の強化 | | | |
| 東京電力株式会社 | 経済産業省 | 平成28年1月28日 | 約81万件 | 氏名、住所、電話番号、電気料金、電気使用量 | バックアップ用USBの紛失 | ・USB使用前後に管理者が貸し出し保管状況の確認を行う ・USB使用前後に管理者が利用目的の確認を行う ・USB使用前後に管理者がデータの削除確認を行う | | | |
| 不明 ※1 | 厚生労働省 | — | 約10万件 | 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、被保険者証の記号・番号 | 不明 | — | | | |

※1 平成27年12月に公表のあった「被保険証の記号番号を含む個人情報流出事案」については厚生労働省が調査を実施したが事業者を特定することはできなかった。

3 認定個人情報保護団体の取組の状況(平成27年度)

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条の規定に基づく措置 | | | | | その他の措置(注) | その他の活動 |
|-----------|---------|----------------------------|----------------------|------|------|----|----|-----------|--|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | | |
| 警備業 | 国家公安委員会 | 一般社団法人 全国警備業協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・警備業における個人情報の保護に関するガイドライン等のホームページでの情報提供(随時) |
| 指定自動車教習所業 | 国家公安委員会 | 一般社団法人 全日本指定自動車教習所協会連合会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・文書での情報提供(平成27年11月、個人情報保護法個人ダイヤルの設置について) ・文書での情報提供(平成28年3月、改正個人情報保護法の概要及び今後のスケジュールについて) |
| 証券業 | 金融庁 | 日本証券業協会 | 15 | 14 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成27年度26件) |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 生命保険協会 | 24 | 18 | 0 | 2 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成27年度:225件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成28年3月) ・対象事業者における個人情報漏えい等事案の調査(平成27年度12回(毎月)) |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 日本損害保険協会 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成27年度19件) ・相談員向けの研修の実施(平成28年3月) ・対象事業者への苦情処理・相談概況の情報提供(平成27年11月) ・対象事業者の個人情報漏えい事案等に関する状況の集計実施(平成27年6月、11月) ・損保協会ホームページ上での認定業務の取組みの公表(随時) |
| 保険業 | 金融庁 | 一般社団法人 外国損害保険協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・対象事業者における個人情報保護の取組みを把握、管理するため、個人情報苦情・漏洩件数月次報告を所定フォームにて提出要求、あわせて苦情・漏洩内容とその解決状況についても説明報告要求 対象事業者数20社 × 12か月 ・対象事業者への注意喚起情報提供(随時) ・個人情報保護改正に関する情報提供と啓発(随時) |
| 銀行業 | 金融庁 | 全国銀行個人情報保護協議会 | 123 | 38 | 0 | 12 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成27年度46件) ・個人情報保護指針の改正(平成27年7月、10月、平成28年2月) ・プライバシーポリシーの改定(平成27年10月) ・会員向け研修会の実施(平成28年3月) ・苦情対応機関の相談員を対象とする研修会の実施(平成28年3月) |
| 信託業 | 金融庁 | 一般社団法人 信託協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・対象事業者に対する情報の提供(平成27年4月、10月) ・個人情報の保護と利用に関する指針、個人データの安全管理措置等に関する指針等の一部改定(平成27年10月、平成28年3月) ・対象事業者向けの個人情報保護研修会の実施(平成27年12月) ・「信託協会への漏えい事案等の報告等」(報告基準)の一部改正(平成28年1月) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成28年2月) |
| 投資信託委託業 | 金融庁 | 一般社団法人 投資信託協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・対象事業者向けの研修会の実施(平成28年2月) (一般社団法人 日本投資顧問業協会と共催) ・対象事業者による個人情報の漏えい事案への対応(報告・改善策等の受領) (苦情に至らないものやEメール送信時の誤操作等軽微なもの) |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条の規定に基づく措置 | | | | | その他の活動 | |
|-----------------------|--------------|------------------------|----------------------|------|------|----|----|--------|---|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | | その他の措置(注) |
| 証券投資顧問業 | 金融庁 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 | 0 | 0 | 0 | 85 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成28年3月) ・協会宛報告のあった個人情報漏えいの事例集を作成、会員に周知(平成27年7月) ・個人情報保護に関する規則等の一部改正(平成27年9月及び同年12月) ・ホームページでの情報提供(随時) |
| 貸金業 | 金融庁 | 日本貸金業協会 | 9 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に係る苦情対応(平成27年度9件) ・協会ホームページにおいて認定個人情報保護団体の認定に係る周知及び個人情報漏えいに係る報告について掲載(平成27年4月～平成28年3月) ・年次報告書において個人情報漏洩等に係る報告(平成26年度年次報告書:平成27年8月31日発行) ・番号法施行に伴い、顧問弁護士を講師に迎え「マイナンバー法と実務対応」をテーマに協会役員員に対しコンプライアンス研修を実施(平成27年6月、同11月) |
| 金融先物取引業 | 金融庁 | 一般社団法人 金融先物取引業協会 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ・会員向けホームページでの情報提供(関係法規集データベースの提供等)(常時) ・協会実地監査において個人情報保護関係で不備事項として会員に指導した項目について、協会セミナー(平成27年11月、平成28年2月)及び会報(平成27年4月、平成27年10月、平成28年1月)にて紹介、説明 ・外部機関による協会役員員への研修の実施(平成28年3月) |
| 放送 | 総務省 | 一般財団法人 放送セキュリティセンター | 11 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成27年度11件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成27年5月) ・対象事業者向けのパンフレットの作成・配布(平成27年9月作成、ダウンロード配布) ・ホームページでの情報提供(随時) ・他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施(平成27年9月) |
| 電気通信事業 | 総務省 経済産業省 | 一般財団法人 日本データ通信協会 | 48 | 18 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ・相談・問い合わせへの対応(平成27年度161件) ・対象事業者数:130社(平成28年3月31日時点) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成27年5月～6月) ・ホームページでの情報提供(随時) |
| プライバシーマーク付与認定事業者が行う事業 | 総務省 経済産業省 | 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会 | 124 | 1 | 40 | 41 | 0 | 0 | <p><相談・問合せへの対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護苦情相談室への申出は124件であり、「説明要求」及び「資料要求」を行った41件以外の83件については、個人情報保護苦情相談室より相談者に説明を行い解決したものである。また、プライバシーマーク事務局消費者相談窓口へは別途308件の申出があり対応を行なった。 <p><対象事業者向け研修会の実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の一環として、平成27年度プライバシーマーク付与事業者向け研修会と兼ねた「認定個人情報保護団体研修会」を平成27年7月から平成27年10月にかけて全国7都市11会場で開催し、2,387事業者(2,633名)の参加を得た。 ・「お知らせメール」を利用して、対象事業者に情報提供及び注意喚起を行った。 <p><認定個人情報保護団体連絡会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護員会主催の認定個人情報保護団体連絡会に出席した。(平成28年3月7日開催) ・他の認定個人情報保護団体との整合性を確保し、情報交換を行うため、経済産業省情報経済課主催の平成28年度認定個人情報保護団体連絡会に出席した。(平成28年5月23日開催) <p><個人情報漏えい事案への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク付与事業者による個人情報漏えい等事案への対応と併せ、認定個人情報保護団体対象事業者については事案への対応と、経済産業省への定期報告を行った。 <p><個人情報保護指針の更新></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年2月、個人情報保護指針の見直しを行い、「JIPDEC 個人情報保護指針」としてWebサイトに公表した。(公表は平成28年4月1日) |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条の規定に基づく措置 | | | | | その他の活動 | |
|---|----------------|--------------------------|----------------------|------|------|----|----|--------|--|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | | その他の措置(注) |
| 製薬業 | 厚生労働省 | 日本製薬団体連合会 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・日本製薬団体連合会ホームページでの情報提供(随時) |
| 医療 | 厚生労働省 | 公益社団法人 全日本病院協会 | 0 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | ・相談、問い合わせへの対応(平成27年14件【内訳:指導14件】) ・対象事業者向けセミナー実施(平成27年7月2日、9月10日、10月22日、平成28年1月13日 計4回) ・ホームページでの情報提供(随時) |
| 医療 | 厚生労働省 | 一般社団法人 日本病院会 | 7 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成27年度3件) ・ホームページでの情報提供(随時) |
| 医療・介護 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人 医療ネットワーク支援センター | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 相談への対応(平成27年度13件) |
| 医療・介護・福祉 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人患者の権利オンブズマン | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・対象事業者向け研修会の実施(平成28年3月27日) ・平成28年1月28日の医政局総務課からの事務連絡につき、対象事業者に資料送付して通知した。 |
| 医療・介護・福祉 | 厚生労働省 | 特定非営利活動法人 検定協議会 | 4 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 平成28年3月末時点で記載できる事項なし |
| 介護・福祉 | 厚生労働省 | 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 平成28年3月末時点で記載できる事項なし |
| 介護・福祉 | 厚生労働省 | 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 平成28年3月末時点で記載できる事項なし |
| 手技療法(柔道整復・はり・きゅう・あんまマッサージ指圧・整体・カイロプラティック・ス・リラクゼーション等) | 厚生労働省 経済産業省 | 特定非営利活動法人 日本手技療法協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成27年度0件) ・対象事業者向けのセミナーの実施(平成27年4月～平成28年3月) ・経済産業省主催の認定個人情報保護団体連絡会へ出席(平成28年5月) |
| 医療・介護事業、ソフトウェア事業及び冠婚葬祭事業を営む個人及び団体の事業者 | 厚生労働省 経済産業省 | 一般社団法人 日本個人情報管理協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・相談・問い合わせへの対応(平成27年度 Eメール3件、電話9件) ・個人情報保護・管理 読本 『これだけは知っておきたい必須知識』 1000部 ・「編集長からの一言」 1000部 ・理事長からの個人情報保護に関する情報提供(メールマガジン 毎週配信) 事故事例から学ぶ(最新事故事例の提供) ・研修会・セミナー等実施実績(対象事業者、一般企業向け) 「保護法とマイナンバー制度対応」 11回(2015.4～2016.3) 計500名 「マイナンバー対策」 14回(2015.7～2015.12) 計700名 「マイナンバー制度対応」 RCJ、マイテック 計230名 |
| ギフト用品に関する事業 | 経済産業省 | 一般社団法人全日本ギフト用品協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 平成28年3月末時点で記載できる事項なし |
| クレジット事業 | 経済産業省 | 一般社団法人日本クレジット協会 | 13 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | ・消費者への相談・問い合わせ対応(平成27年度合計404件) ・対象事業者向けの個人情報保護研修の実施(平成27年11～12月、全国5地区) ・自社ホームページ、メール配信サービスによる会員への情報提供 ・対象事業者への個人情報保護指針に基づく助言 ・対象事業者への個人情報保護に関する問い合わせ対応 |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条の規定に基づく措置 | | | | | その他の活動 | |
|-----------------|-------|-----------------------------------|----------------------|------|------|----|----|--------|---|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | | その他の措置(注) |
| 印刷・グラフィックサービス工業 | 経済産業省 | 公益社団法人東京グラフィックサービス工業会 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | <p>苦情対応:1件 以前大量漏洩事故を起こした印刷通販会社が、申立人からの要求でメールアドレスを消去したものが再度メールに送られてきた。申立人の抗議に対し、不誠実な対応であったため、当会へ苦情として寄せられた。当会としては経過の説明と申立人への謝罪を要求。当該社からの経過説明と謝罪、再発防止策をもって申立人が申し立てを取り下げたことにより結着した事案。</p> <p>相談: ①番号法(マイナンバー)実施に伴う対応について多数の相談が寄せられた。事務局担当者による説明及び、機関誌による情報提供を行った。 ②個人情報保護法改正について、平成27年9月の改正に関する質問が多数寄せられ、対応した。</p> <p>情報提供: 機関誌による情報提供(月刊「東京グラフィックス」)にリスクマネジメントと個人情報保護を連載6回分)、及び平成28年1月に「個人情報保護ガイドブック-第4版-」を発行(A4版94頁)、さらに1月27日に認定個人情報保護団体のセミナーを開催。この内容はインターネット放送でも放映した。</p> |
| 小売業 | 経済産業省 | 一般社団法人日本専門店協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成27年度2件) 対象事業者への説明(平成27年10月、平成28年2月) |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 特定非営利活動法人 日本個人・医療情報管理協会 | 2 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成27年度15件) 問い合わせ時に「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の新旧対照表を提供(平成27年度13件) 個人情報保護を推進する人材(JAPHIC認定審査員)育成の講習実施(平成27年度7件) ホームページでの情報提供(随時) |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応:0件 対象事業者向けのセミナーの実施(平成27年11月14日/個人情報保護法改正の周知)(平成28年1月16日/改正個人情報保護法に係るスタッフの養成) 対象事業者向けのパンフレットの作成・配布(個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(平成26年12月12日厚生労働省・経済産業省告示第4号「個人情報」の「取扱いルール」が改正されました!/随時配布)(レジメ:「改正個人情報保護法が事業者に与える影響とその実務対応」/平成27年11月14日作成 随時配布)(改正個人情報保護法に及びマイナンバー法/平成28年1月16日作成 随時配布) ホームページでの情報提供:取組内容を随時掲載 他の認定個人情報保護団体との意見交換会の実施:特になし |
| 経済産業分野 | 経済産業省 | 長野県個人情報保護協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 平成28年3月末時点で記載できる事項なし |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 一般社団法人 結婚相談業サポート協会 | 9 | 1 | 0 | 7 | 2 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成27年度89件) 対象事業者向けのセミナーの実施(平成27年9月、28年3月) 対象事業者向けのパンフレットの作成・配布(平成28年3月作成、随時配布) ホームページでの情報提供(随時) |

| 対象事業等分野 | 所管府省 | 名称 | 法第42条及び第43条の規定に基づく措置 | | | | | その他の活動 | |
|---------------|----------------|------------------------|----------------------|------|------|-----|----|--------|--|
| | | | 苦情処理 | 説明要求 | 資料要求 | 指導 | 勧告 | | その他の措置(注) |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 日本結婚相手紹介サービス協議会 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成27年度2件但し対象事業者) 対象事業者向けの講習会の実施(代表者、幹部対象に、平成27年度6月、7月、4月) 対象事業者顧客向けリーフレットの作成・随時配布 ホームページでの情報提供(随時) 東京都消費生活総合センターとの情報連絡会1回、他認定個人情報保護団体との意見交換(随時) |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | 株式会社IBJ (日本結婚相談所連盟) | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 定例会にて個人情報漏洩(漏洩原因の主なもの、最近のニュースについて)、適正な情報取得、安全管理措置等のセミナー実施(2ヶ月に1回) 新規加盟相談所に対し、結婚相談所に密接に関わる法律研修を実施(新規加盟店は必須研修、毎月3回開催) |
| 結婚情報サービス業 | 経済産業省 | ナライセンス結婚専科システム協議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成27年度0件) 対象事業者向けのセミナーの実施(平成27年6月9日) 対象事業者向けのパンフレットの作成・配布(平成27年7月作成、随時配布) ホームページでの情報提供(随時) 個人情報データベース入力パソコンは、Web,emailと共有しない処置を順次行い、バックアップファイル管理責任は、代表者とする。 |
| 新聞販売業 | 経済産業省 | 大阪毎日新聞販売店 事業協同組合 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成27年度2件) 対象事業者向けへの保険加入促進・パンフレットの配布(平成19年12月作成、随時配布) 対象事業者向けのセミナーの実施(平成27年9月) 職員の個人情報保護指針についての研修 |
| 葬祭業 | 経済産業省 | JECIA個人情報保護協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせ 3件(葬儀関連以外の相談・問い合わせ) 更新訪問時の情報提供等(随時 訪問件数 70社) 5つ星研究会開催時にJECIA個人情報保護協会研究会を同時開催(10月29日 45社) フューネラルビジネスフェア2016及びエンディング産業展2016に出展の際、パンフレット(個人情報の取り扱いルールが改定されます(改正法))配布 「個人情報の保護と利活用を考えるシンポジウム」に参加(2月9日) 個人情報保護委員会主催による認定個人情報保護団体連絡会参加(3月7日) 3月末JECIA個人情報保護協会会員に2015年度の活動報告及び資料送付 |
| 葬祭業 | 経済産業省 | 全国こころの会葬祭事業協同組合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成27年度38件) 対象事業者向けのセミナーの実施(平成27年12月) 対象事業者向けの法の改正等の情報提供・配布(平成27年10月、11月作成配布) 対象事業者向けのその他の情報提供・配布(随時) ホームページでの情報提供(随時) |
| 自動車販売業 | 経済産業省 国土交通省 | 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 相談・問い合わせへの対応(平成27年度53件) 対象事業者向けのセミナーの実施(平成27年8~12月、計12回開催) 対象事業者における個人情報漏えい事例の情報提供(月1回) 理事会、委員会等を通じた安全管理措置の徹底の周知 認定個人情報保護団体連絡会への出席 |
| 自動車登録番号標交付代行業 | 国土交通省 | 一般社団法人全国自動車標板協議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> 対象事業者及び従業員向けの研修を5回実施。(平成27年7月から平成28年2月まで) |
| 賃貸住宅管理業 | 国土交通省 | 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | <ul style="list-style-type: none"> ホームページやセミナー等を通じた情報提供 個人情報の漏えいに対応した損害賠償責任保険(対会員)の普及促進 |
| | | 計42団体 | 442 | 123 | 41 | 181 | 2 | 3 | |

(注)「その他の措置」とは、認定個人情報保護団体が、法第43条の規定に基づき作成・公表した個人情報保護指針を対象事業者に遵守させるために行った措置で、「指導」及び「勧告」以外のものを指す。

第3章 法施行後11年間(平成17年度～平成27年度)の施行状況の傾向

| 年度 | 事業等分野ごとの ガイドラインの策定数 (各年度末時点) | 認定個人情報保護団体 の認定の状況 (各年度末時点) | 個人情報取扱事業者 に対する主務大臣に よる権限行使 | 個人情報に関する 苦情相談件数 | 事業者が公表した個人情報の漏えい事案件数 | | | | | |
|--------|------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------|----------------------|------------|----------------|-------------------|---------------|-----|
| | | | | | 合計 | 500人 以下 | 501～ 5,000人 | 5,001～ 50,000人 | 50,001人 以上 | 不明 |
| 平成17年度 | 21分野 33ガイドライン | 30団体 | 勧告1件 報告の徴収87件 | 14,028件 | 1,556件 | 1,114件 | 220件 | 167件 | 37件 | 18件 |
| 平成18年度 | 22分野 35ガイドライン | 34団体 | 勧告4件 報告の徴収60件 | 13,804件 | 893件 | 683件 | 109件 | 60件 | 36件 | 5件 |
| 平成19年度 | 23分野 36ガイドライン | 35団体 | 報告の徴収83件 | 13,484件 | 848件 | 667件 | 104件 | 60件 | 17件 | 0件 |
| 平成20年度 | 24分野 38ガイドライン | 37団体 | 報告の徴収28件 助言1件 | 10,477件 | 538件 | 408件 | 73件 | 38件 | 18件 | 1件 |
| 平成21年度 | 27分野 40ガイドライン | 38団体 | 勧告2件 報告の徴収18件 | 8,964件 | 490件 | 350件 | 76件 | 41件 | 15件 | 7件 |
| 平成22年度 | 27分野 40ガイドライン | 38団体 | 報告の徴収15件 | 8,064件 | 413件 | 297件 | 58件 | 42件 | 13件 | 3件 |
| 平成23年度 | 27分野 40ガイドライン | 39団体 | 報告の徴収16件 助言1件 | 6,754件 | 420件 | 295件 | 64件 | 41件 | 13件 | 7件 |
| 平成24年度 | 27分野 40ガイドライン | 39団体 | 報告の徴収8件 | 5,841件 | 319件 | 215件 | 57件 | 29件 | 13件 | 5件 |
| 平成25年度 | 27分野 40ガイドライン | 39団体 | 報告の徴収2件 | 6,031件 | 366件 | 242件 | 65件 | 36件 | 18件 | 5件 |
| 平成26年度 | 27分野 38ガイドライン | 42団体 | 勧告1件 報告の徴収3件 | 7,101件 | 338件 | 231件 | 61件 | 32件 | 11件 | 3件 |
| 平成27年度 | 27分野 38ガイドライン | 42団体 | 助言1件 | 6,009件 | 292件 | 187件 | 51件 | 39件 | 14件 | 1件 |

参照条文等

○個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）

（施行の状況の公表）

第 69 条 委員会は、関係する行政機関（法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関、内閣府、宮内庁、内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関をいう。第 71 条において同じ。）の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 委員会は、毎年、前項の報告を取りまとめるものとする。

○個人情報保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 20 年 4 月 25 日、平成 21 年 9 月 1 日、平成 28 年 2 月 19 日一部変更）（抄）

2 国が講ずべき個人情報保護のための措置に関する事項

(2) 政府全体としての制度の統一的な運用を図るための指針

⑤ 法の施行の状況の個人情報保護委員会への報告と公表

関係行政機関は、法第 69 条第 1 項の規定に基づき、毎年度の法の施行状況として、法第 4 章に基づく報告の徴収、助言等の規定の実施の状況のほか、事業等分野におけるガイドライン等の策定及び実施の状況、認定個人情報保護団体における苦情の処理等の取組状況、個人情報取扱事業者からの個人情報漏えい等事案の状況等について個人情報保護委員会に報告するものとする。

個人情報保護委員会は、関係行政機関からの報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。